

第3章

人権施策の展開方向

人権施策とは	・・・・・・・・・・・・・・・・	
施策分野1	人権意識の高揚のための施策
施策分野2	人権擁護と救済のための施策
施策分野3	人権が尊重される まちづくりのための施策
施策分野4	人権課題の解決に向けての施策

人権施策とは

人権施策とは、本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、総合的に取組む諸施策のことをいいます。

つまり、「第1章 計画の基本的な考え方」に示した取組むべき施策である「① 人権意識の高揚」、「② 人権擁護と救済」「③ 人権が尊重されるまちづくり」の実現に向けて進めていきます。

また、人権施策は、「① 総合的な視点を踏まえた取組の推進」、「② 人権尊重の視点に立った取組の推進」、「③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進」の3つの基本的視点により進めていきます。

さらに、人権施策は、目的に応じた次の4つの施策分野に体系づけて進めていきます。

施策分野1：人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重の文化が息づくまちづくりのための基本的な施策です。

施策分野2：人権擁護と救済のための施策

さまざまな人権侵害の発見や防止、人権に関する相談、偏見や差別意識などから生じる人権侵害に対する救済・保護支援などの施策です。2016(平成28)年に、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法が施行され、いずれも人権相談機能の充実が重要になってきます。

施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権尊重の文化が息づくまちづくりの実現に向けて、多様な主体が連携・協力しあう取組を進めるための施策です。

すべての市民がさまざまな文化や多様性を認め合う中で、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、また、住み慣れた地域で自立した生活を送り、さらに安全で快適に生活するための施策です。

施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

施策分野1から施策分野3を基本とし、個別の人権課題に対応していくための施策です。

基本理念：「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」

サブタイトル： ～多様性を認め合い人と人とのつながりを大切にする共生社会～

- 基本的
視 点
- ① 総合的な視点を踏まえた取組の推進
 - ② 人権尊重の視点に立った取組の推進
 - ③ 多様な主体との連携・協働による取組の推進

施策分野1：人権意識の高揚のための施策

- (1) 多様な人権課題に関する取組の充実
- (2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進
- (3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
- (4) 指導者の養成

施策分野2：人権擁護と救済のための施策

- (1) 人権侵害の発見や防止体制の確立
- (2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別ガイドラインの作成
- (3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

施策分野3：人権が尊重されるまちづくりのための施策

- (1) 多様な主体との協働の推進
- (2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進
- (3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援
- (4) だれもが住みよいまちづくりの推進
- (5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

施策分野4：人権課題の解決に向けての施策

- (1) 同和問題
- (2) 子ども
- (3) 女性
- (4) 障がい者
- (5) 高齢者
- (6) 外国人
- (7) 性的マイノリティ
- (8) インターネットによる人権侵害
- (9) さまざまな人権課題（患者等(患者の権利、HIV 患者・エイズ患者、難病患者等)、犯罪被害者等、アイヌの人びと、沖縄の人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、ホームレス、ハンセン病回復者、原子力発電所事故による避難者など）

施策分野 1 人権意識の高揚のための施策

(1) 多様な人権課題に関する取組の充実

本市は、同和問題をはじめとする人権問題の解決に向けて、さまざまな取組を進めてきましたが、依然として人権意識の面での課題が解消されていない状況があります。

また、インターネットを悪用した人権侵害も増加しています。さらに、犯罪被害者等の権利の尊重や、震災による避難者への風評による人権侵害、LGBTに代表される性的マイノリティの人権など、新たに理解・認識し、取組むべき人権課題もあります。

引き続き、基本的人権の尊重という普遍的な課題に対する理解・認識や、同和問題をはじめ子ども、女性、障がいのある人、高齢者、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、アイヌの人びとや沖縄の人びとなどさまざまな人権についての理解・認識が深まるように、学習教材やプログラムを整備するとともに、人権教育や啓発活動の資料となるよう、それぞれの人権課題の具体的な把握に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権に関する教材の整備	① 啓発図書、教材の整備	同和問題をはじめとするさまざまな人権課題について、正しい理解・認識が得られるよう、最新の情報資料として書籍等の収集を行い、市民が容易に閲覧できるよう、情報提供に努めます。また、保育所(園)、幼稚園、小学校、中学校に人権教育・啓発教材として書籍、ビデオを配置します。
	② プログラムの整備	教育・行政関係者並びに人権にかかわりの深い職業に従事する人などが、子どもの発達段階や市民のニーズ、学習レベルに応じた人権学習を体系的・効果的に行えるよう、学習プログラムの作成に努めるとともに、交流型や参加・体験型などの学習を充実します。
2 人権に関する学習相談や情報の提供	① 学習相談	地域や企業内研修の学習相談に応じ、研修会の実施方法などに対応します。
	② ビデオ及び図書等の貸し出し	人権問題に関するビデオや図書を備え付け、閲覧や貸し出しを行い、市民に広く情報の提供を行います。
3 調査・研究の推進	① 市民意識調査等の実施	人権課題に対する意識や人権教育の課題を把握するため、引き続き、定期的に市民意識調査等を実施します。また、それぞれの人権課題に重点を置いた市民意識調査を、その施策担当部局が実施するように努めます。

施策項目	事業	事業概要
	② 関係団体・機関との連携	さまざまな人権問題についての把握や人権教育に関する研究、具体的な手法の開発について、関係団体や国・県・近隣自治体の関係機関と連携を図りながら進めます。

市民・地域団体・事業者等の役割

- ・ 市民や地域団体は、さまざまな人権課題について、人権啓発DVDや書籍等の活用により正しい理解・認識に努めます。
- ・ 事業者は、さまざまな人権課題に取り組むことの社会的責任を認識し、使命感をもって事業所内研修の実施に努めます。

(2) あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育は、あらゆる年齢、社会階層の人びとが人間の尊厳について学び、その尊厳をすべての社会で確立するための方法と手段を生涯にわたって学ぶことにほかなりません。本市では、「伊賀市人権同和教育基本方針」を定め、その理念に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

就学前においては、子ども・保護者の豊かな関係を育む仲間づくりの視点から、子どもにかかわるさまざまな差別の解消に向けた解放保育の取組を進めてきました。

各保育所（園）・幼稚園では、これまでの積み重ねを基盤に、「生きる喜びと子どもの最善の利益を守る保育」「共に認め合い、共に生き、共に育ち合う保育」「子どもの生きる力を培い、子どもの持つ可能性を最大限に発揮できる保育」の実現に努めていきます。

学校教育においては、差別の現実から深く学び、これまでの同和教育の理念と成果を踏まえた人権教育を進めていきます。

小・中学校では、地域の人権課題を的確に把握するとともに「人権同和教育推進計画」を策定し、社会におけるさまざまな人権問題について体系的に学習を進めていきます。

「児童生徒が自分に自信と誇りをもてる人権教育」「さまざまな文化や多様性を認め合い、人との豊かなつながりを築く人権教育」を学校・家庭・地域が一体となって進めることにより、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現を図る主体者を育てていきます。

社会教育においては、市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を習得できるように、さまざまな手法による効果的な学習機会の充実に努めます。近年、市内の教育現場から報告される、障がい者差別につながる発言についても、その原因は、社会の人権意識の現状が反映されているとの認識のもと、学校教育よりもむしろ社会教育に

において積極的に人権教育に取り組む中で、家庭や地域がより一層学校と解決に向けて協働した取組を行うことが必要です。また、人権に関する市民意識調査結果からは、講座や講演会等への参加が多い人は、人権意識も高い傾向があることから、多様な学習機会や内容の充実に努めるとともに、講座や講演会の開催情報を提供し、参加者の拡大を図ります。

さらに、市民一人ひとりが人権問題を考えるきっかけづくりとなるよう、また、個別の人権課題については、当事者の課題ではなく、当事者を取り巻く人々や社会の人権意識の問題であるという認識を持ち、市民一人ひとりが、人権問題を自分の問題としてとらえられるよう、あらゆる場や機会、さまざまな媒体を使って効果的な啓発事業を進めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 就学前児童 に対する人 権教育の推 進	① 保育所（園）や幼稚園 における人権教育	保育所（園）の保育方針や幼稚園の教育方針に基づき、子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進めます。
	② 解放保育の推進	保育所（園）職員が解放保育を進めるにあたり、人権講演会や職員交流、地域・保護者との交流を図ります。また、「伊賀市解放保育基本方針」に基づき、保育の充実に努めます。
	③ 保育園児や幼稚園児の 高齢者福祉施設等への 訪問	乳幼児期から高齢者と交流することで、子どもの豊かな心と思いやりの心を育めるよう、保育園児や幼稚園児の高齢者福祉施設等への訪問を進めます。
2 学校教育に おける人権 教育の推進	① 人権・同和教育の推進	児童・生徒を取り巻く生活実態に学び、教育活動全体を通して、一人ひとりの個性を生かし、可能性を伸ばすとともに、人間尊重の精神と豊かな感性を養い、差別に対する科学的認識を育て、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない実践的な人間の育成に努めます。
	② 道徳教育の充実	教育活動全体を通して計画的、発展的な道徳教育の指導を行います。この際、道徳の時間をはじめとして各教科、特別活動等との密接な関連を図りながら、豊かな体験を通して道徳性を育て、人間としてのあり方、生き方に関する道徳的実践の指導を徹底します。
	③ 生命を尊重する教育の 推進	教育活動全体を通して、生命を尊重する豊かな心情を培い、個人の尊厳を重んじ、自分も他人も大切に する児童・生徒の育成に努めます。性に関する適切な指導を行い、男女両性の特性を理解し、相互を敬愛する精神を育みます。

施策項目	事業	事業概要
3 家庭・地域 社会におけ る人権教育 の推進	① 教室・講座の開催	文化、スポーツ等の教室を開催し、地区文化の向上をめざすとともに、地区文化祭・スポーツ大会、他地区の教室との交流会等、周辺地区との交流を行うなかで、人権意識を高めます。また、公民館においては、市民の人権・同和問題への理解と認識を深めるため、定期的に継続して人権講演会などを実施します。
	② 隣保館事業の推進	隣保館において、人権啓発及び広報活動、地域福祉事業、地域交流事業などを進めます。
	③ 人権問題地区別懇談会の開催	住民が人権問題を自分自身の問題として捉え、正しい理解・認識を深めることができるよう、小さな地区単位で懇談会を開催します。
	④ PTA会員研修	PTA会員が自らの人権意識の高揚のため、人権研修の充実を図るとともに、組織や会員一人ひとりが家庭や地域に対し人権尊重の大切さを発信し、学校での人権教育の成果がさらに深められるよう、PTAとの連携、支援に努めます。
	⑤ さまざまな人権課題に関する学習の促進	男女共同参画推進講座、人権講座、生涯学習講座、出前講座等において、さまざまな人権課題をテーマとして取り上げ、学習を進めます。
	⑥ 家庭教育への男性の参加促進	学校（園）において、男性が家庭教育に参加するきっかけになるような行事や、地域でのPTA活動の内容を充実させます。
	⑦ 民生委員児童委員研修	常に住民の立場に立って必要な支援を行えるよう、民生委員児童委員連合会等を通じて、研修を実施します。
4 企業・民間 団体におけ る人権教育 の推進	① 企業への訪問啓発	従業員が一定数以上の事業所を対象に、公正採用選考及び事業所内の人権啓発の推進について、市職員が企業を訪問し、取組についての聞き取りや市の人権関連事業について啓発します。また、企業の社会的責任（CSR）への取組を聞き取るとともに、企業内における自主的な人権啓発の取組ができるよう支援します。
	② 人権担当者研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促すため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。

<用語の意味>

※ **企業の社会的責任（CSR）**：企業は大規模になるほど、株主ばかりでなく、顧客、従業員、取引相手、地域住民といった利害関係者の利益を実現することが求められ、経営者は企業を社会的存在として運営していく責任を負っています。CSRは corporate social responsibilityの略。

施策項目	事業	事業概要
	③ 企業における雇用主研修	企業における人権問題に対する理解・認識を深めるため、雇用主を対象とした研修会の情報提供を行います。
	④ 講師の紹介、教材・資料等の支援	企業・商店・商工関係団体の従業員や職員等に対して、人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、主体的な取組を促すため、関係部署と調整を図りながら、企業・商店・商工関係団体の研修会講師の紹介や教材・資料等の支援を行います。
	⑤ 総合評価制度について	市の入札制度の一部に総合評価落札方式 [*] を導入しており、企業・事業所における自主的な人権教育や人権啓発に配慮した取組を継続、推進されるよう努めます。
5 条例や人権関連法律等の普及・啓発	① 人権に関する基本的な考え方の普及・啓発	人権に関して基本となる「差別撤廃条例」及び「人権尊重都市宣言」の理念、内容の普及・啓発を進めます。 2016(平成28)年に施行された、3つの差別解消法について、啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する条例や憲章等の普及・啓発	「世界人権宣言」をはじめ「児童の権利に関する条約」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権が尊重される三重をつくる条例」、「三重県男女共同参画推進条例」、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」、「伊賀市子ども健全育成条例」「伊賀市男女共同参画推進条例」等人権に関する条例等について、その理念や内容の普及・啓発を進めます。
6 講演会・イベント等の開催	① 差別をなくす強調月間事業の推進	毎年11月11日から12月10日を『差別をなくす強調月間』と定め、各支所において、人権を考える市民のつどいやフェスティバル、人権パネル展等を実施します。
	② ひゅーまんフェスタ	年1回全市を対象として、部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃と市民一人ひとりの豊かな人権感覚を磨くため、参加者の感性に訴える公演等を開催します。
	③ 人権問題講演会	人権問題をテーマとした講演会を、各支所や隣保館で開催します。

<用語の意味>

※ 総合評価落札方式：公共工事の入札で、従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、「価格」と「価格以外の要素」（例えば、初期性能の維持、施工時の安全性や環境への影響）を総合的に評価する落札方式であり、具体的には入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する落札方式のことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
	④ 男女共同参画フォーラム	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議を中心に、女性も男性もともに参画し、いきいきと生きられる社会の実現をめざして、フォーラム「いきいき未来い」を開催します。
	⑤ 非核平和の推進	子どもが平和について理解・認識を深められるよう、非核平和推進中学生広島派遣事業や平和学習推進事業、原爆パネル展、平和の集いなどを実施します。
7 広報活動の 推進	① 広報への掲載	引き続き、広報「いが市」の人権コラムに、時事的で身近な人権問題に関する内容について掲載し、市民の理解が深められるようにします。
	② 啓発紙の発行	人権講演会など同和問題やあらゆる人権問題の講演会の記録を冊子に作成し研修会資料として活用したり、市民に配布したりすることにより、広く人権意識の高揚を図ります。また、地区内においては、月に1回隣保館の情報紙（就労相談日・健康相談・各種教室の案内・人権講演会の案内など）を発行し区民の健康維持、生活支援や人権問題の解決に向けた取組などを掲載します。
	③ 男女共同参画情報紙の発行	男女共同参画センター情報紙「きらきら」を発行し、配布を行います。

市民・地域・事業者等の役割

- ・市民は、地域で開催される人権に関する講座や地区別懇談会などに使命感をもって参加します。
- ・市民・地域は、人権問題に関する講演会やフェスティバルに積極的に参加します。
- ・市民は、人権問題に関する広報紙や情報紙の記事について、家庭等で話し合います。
- ・事業者は、雇用主をはじめ人事担当者や人権担当者が、人権問題に対する理解・認識を深めるため、階層別による人権研修の実施に努めます。

(3) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育・啓発の推進

行政や学校教育等は、すべてにおいて人権と深いかかわりを持つことから、市職員及び教職員一人ひとりが人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修や教職員研修を充実します。

また、医療・福祉施設での高齢者や障がいのある人に対する虐待や身体拘束などの人権侵害を防止するとともに、サービス提供に際しては利用者等の人権に配慮した行動がとれるよう、人権学習や研修の働きかけや、県とも連携して実務者の資質向上のための研修の充実に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 市職員に対する人権教育の推進	① 全職員対象の研修	同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、研修計画に基づき、全職員を対象とした研修を実施するとともに、自主的な職場研修をそれぞれの部署で実施します。また、居住地で開催される研修の機会へ、責務を自覚した自発的な参加を促進します。
	② 職員リーダー研修	市職員として人権・同和問題に対する意識・資質向上と職場や地域でのリーダー育成を目的とし、対象職員の研修の充実を図ります。
	③ 人権保育研修	人権が尊重される保育を推進するため、県との連携のもとに保育所（園）等の保育を担当する施設職員を対象に、人権保育研修を行います。
	④ 人権保育専門研修	同和問題をはじめ児童虐待等の人権に関する課題について、県との連携のもとに保育士を対象に専門的な研修を実施します。
	⑤ 新任職員研修	新規採用職員研修の中に人権研修を位置づけ、あらゆる業務において人権尊重の視点に立った行政ができる職員を育成します。
	⑥ 福祉職員現任訓練	新たに福祉事務所の現業活動に携わる市職員に対して、人権尊重の視点に立ったケースワーク [*] を行うよう、研修内容に人権研修を入れて実施します。

<用語の意味>

※ **児童虐待**：親または親に代わる保護者により児童に対して加えられた身体的、心理的、性的虐待及びネグレクト（保護の怠慢ないしは拒否）等の行為をいいます。児童虐待の増加・顕在化に伴い、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立しました。同法は2004(平成16)年4月に改正され、その定義が、①保護者以外の同居人による虐待行為も保護者のネグレクトの一類型として含まれること、②児童の目の前でドメスティック・バイオレンスが行われること等、児童への被害が間接的なものについても含まれること、と見直し拡大されました。

※ **ケースワーク**：社会福祉や医療において、精神的・社会的・身体的な問題をかかえた個人・家庭を、正常な状態に戻すため個々の事例ごとに調査・相談・指導することをいいます。

施策項目	事業	事業概要
2 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権・同和教育部会活動	伊賀市教育研究会の部会として、学校同和教育の充実と発展のため、人権・同和教育の授業交流会、教職員の研修事業を実施します。また、保護者への啓発活動に努めます。
	② 転入・新規採用教職員人権・同和教育学習会	本市への転入教職員ならびに新規採用教職員を対象として、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題や本市における人権・同和教育の取組及び課題について理解・認識を深めます。
3 福祉等の関係者に対する人権教育の推進	① 介護施設・介護事業所等従事者への研修の働きかけ	介護施設・介護事業所等における、定期的なケア技術向上や高齢者虐待に関する研修の実施により、職員及びサービス従事者自らが意識を高め、実践につながります。 また、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの子育て支援者が人権意識を高めるための研修を実施します。
	② 障がい者施設におけるサービス従事者の研修の働きかけ	障がいのある人の入所・通所施設やグループホーム [*] 、居宅サービス事業所における、定期的なケア技術向上や人権に関する研修の実施により、職員及びサービス従事者自らが意識を高め、実践につながります。
	③ 民生委員児童委員、社会福祉協議会、人権擁護委員等相談員に対する研修	民生委員児童委員、社会福祉協議会職員、人権擁護委員に対して、さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、研修の充実を図ります。
4 医療関係者に対する人権教育の推進	① 上野総合市民病院における人権教育・啓発	院内を統括する組織として上野総合市民病院同和問題啓発推進委員会を充実させ、人権の視点に立って業務を進めるために、全職員を対象とした研修の充実を努めます。また、接遇委員会による患者に対するきめ細かな接遇を病院全体で取組みます。
	② 医療機関等従事者の人権教育・啓発	医療機関における医師、看護師、保健師等従事者が患者の人権をはじめ障がいのある人、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実を働きかけます。
5 企業人事・人権担当者に対する人権教育の推進	① 公正採用選考人権啓発推進員の設置促進	就職の機会均等を確保するため、公正採用選考人権啓発推進員の設置促進を図るとともに、企業における適正な採用選考システムの確立のための必要な知識、理解・認識を深めるよう、ハローワークや県とともに啓発及び教育の支援を行います。

<用語の意味>

※ **グループホーム**：障がいのある人が世話人等の支援を受けながら、地域で共同生活を営む場のことです。

※ **公正採用選考人権啓発推進員**：一定規模以上（国では従業員100人以上。100人未満でも雇用が十分期待される場合。三重県では30人以上。）の事業所に設置を求めているもので、推進員は差別のない、適正な採用選考システムを確立するため、「採用選考に関して相当の権限を有する者」から選任され、採否決定に至るまでの作業を点検するとともに、事業所内の人権啓発を推進します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、学校における人権・同和教育活動に対し理解を深めます。
- ・ 事業者は、適性・能力による採用を確保するため、事業所内に公正採用選考人権啓発推進員を設置するよう努めます。

(4) 指導者の養成

市民がさまざまな人権問題に対する理解・認識を深め、自分の問題としてとらえ、解決に向けて実践できる力をつけられるよう、保育所（園）や幼稚園、学校、家庭、地域、職場、行政など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。

そのためには、人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の養成が重要です。市職員や教職員をはじめ保護者、地域団体、福祉施設、企業等において人権教育の推進者となる指導者を養成するため、各種研修会の充実を図ります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 行政関係職員 の養成	① 各種講座等への派遣	関係機関等が主催する各種講座等に市職員を派遣し、職場や地域での人権教育の中心的な役割を担う人材の育成を図ります。
	② 職員研修	伊賀市職員同和问题啓発推進委員会を中心に、市職員研修の充実を図ります。
2 保育・教育 の場における 人権教育 リーダーの 養成	① 人権教育推進委員会代 表者研修	各学校における人権・同和教育の推進を図るため、各校の人権教育推進委員会代表者が参加し、各学校の実践に学びます。
	② 人権教育推進管理職研 修	小中学校の管理職の人権・同和教育についての理解・認識を深め、管理職を中心とした校内の人権・同和教育推進体制の確立をめざします。
	③ 人権保育推進管理職等 研修	保育所（園）の管理職、主任保育士及び家庭支援保育士の人権保育についての理解・認識を深めるため、研修体制の充実を図ります。
3 地域におけ る人権・教 育リーダー の養成	① 人権・解放講座	人権・解放講座を通して、広く人権に対する知識と理解・認識を深め、率先して反差別に取組むことができる実践力を養い、養成されたリーダーが核となって、地域や職場の人権教育を推進します。

施策項目	事業	事業概要
	② 社会同和教育指導者の育成	社会同和教育上の相談や直接指導できる人材の育成、また団体の育成、関係教育機関との連絡調整を図ることができる指導者を育成します。
	③ 人権問題を考える中学・高校生友の会	自分の暮らしを見つめ語り合うことを通して、差別を見抜き、差別を許さない、差別に立ち向かう力をつけ、さらに地区青年及び教職員が人権問題についてともに考え合い地区外生徒に情報発信を行うためリーダーとしての資質を養います。
4 企業・民間団体等における人権教育リーダーの養成	① 企業・商工関係団体研修担当者に対する研修	企業・商店・商工関係団体における主体的な人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、企業や商工団体などの人権担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
	② 社会福祉法人研修担当者に対する啓発	福祉施設等における人権教育への取組を促し、人権意識の高揚を図るため、社会福祉法人などの研修担当者を対象とする研修会の情報提供を行います。
5 講座修了生の活用	① 人権に関する講座を修了した人材を活用した学習会や研修会の開催	住民、企業、NPO等の団体が人権の視点に立った活動を進めるため、人権に関する講座を修了した人材に、引き続き新たな学ぶ機会や学んだことを生かすことができる場を提案するような取組を行い、地域における研修会や人権学習会が広く実施されるような取組を進めます。
	② ネットワーク体制づくりの推進	三重県人権大学講座や部落解放・人権大学講座を修了した市職員について、情報交換や連携の場を設けるなどネットワーク化することにより、職場や地域での人権教育を担う人材として活用する体制づくりを進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

施策分野 2 人権擁護と救済のための施策

(1) 人権侵害の発見や防止体制の確立

人権侵害には、差別発言をはじめインターネットへの書き込み、配偶者や恋人等からの暴力[DV(ドメスティック・バイオレンス)]、さまざまなハラスメント、高齢者や児童、障がいのある人に対する虐待などさまざまなものがあります。これまで家庭の中のこととして、かかわりを避ける風潮がありましたが、心身に深い傷を負わせるこれらの行為は、基本的人権の侵害であり、行政と地域が一体となって、社会から根絶する必要があります。被害件数は少なくとも、命に及ぶような人権侵害が存在し、周りに見えにくくなっている分、被害も深刻なものとなります。その上、人権に関する市民意識調査の結果から、誰にも相談できていない傾向があり、特に行政への相談の割合が極めて少ないことが見て取れるため、被害者が相談しやすい環境を整える必要があります。

そのため、市職員をはじめ誰もが人権侵害を見過ごさない意識を高めるとともに、相談があれば解決が図れる関係部署に適切につなぐことで、人権侵害の早期発見・防止体制の確立に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 児童虐待の 早期発見・ 防止	① 児童虐待防止の啓発	児童への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 伊賀市要保護児童及び DV対策地域協議会の 開催	児童虐待やDV(ドメスティック・バイオレンス)が発生した際、早期に発見・対応できるよう、伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会を開催するとともに、関係機関との連携を強化し、児童虐待やDVの発生の防止を図ります。
2 障がい者虐 待の早期発 見・防止	① 障がい者虐待防止の啓 発	障がい者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合は、通告の義務があることなどの周知を図ります。
	② 障がい者虐待の早期発 見と支援体制の整備	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、養護者、障がい者福祉施設従事者、使用者(事業主)などによる障がい者への虐待を予防するための支援体制を整備し、あわせて発見者の通報を受け適切な対応につなげるしくみをつくります。

施策項目	事業	事業概要
3 高齢者虐待 の早期発見 ・防止	① 高齢者虐待防止の啓発	高齢者への虐待問題に対する意識を高め、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、通報の義務があることを認識できるように、高齢者の虐待の防止や養護者に対する支援等について周知を図ります。
	② 高齢者虐待防止ネットワークの形成	高齢者の尊厳保持の観点から、関係機関の連携による高齢者虐待防止ネットワークを形成し、虐待の被害を受けている高齢者について円滑な解決を図れるような体制を整備します。また、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な相談・支援を実施します。
	③ 総合相談	虐待を早期に発見し、問題の深刻化を防ぐために、近隣住民をはじめ、地域の民生委員児童委員や住民自治協議会、自治会等の地域組織の協力を得るとともに、地域包括支援センター [*] 等相談窓口での対応の充実を図ります。
4 暴力を許さない社会の 意識啓発	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解・認識を深めるため、法的知識の浸透をはじめ講座等の開催やパンフレットなどの配布により啓発を進めます。
	② 性犯罪、売買春、ストーカー行為等についての啓発	性犯罪等の女性に対する暴力の実態や問題点について、啓発を進めます。
	③ さまざまなハラスメント防止研修	さまざまなハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実させるとともに、対応体制を強化します。
	④ さまざまなハラスメント対応体制の確立	職場におけるさまざまなハラスメントを防止するため、相談窓口の周知や対応担当者・管理職への研修の情報提供を行い、対応体制の確立を支援します。

<用語の意味>

※ 地域包括支援センター：2005(平成17)年の介護保険法の改正に伴い、設置された施設で、高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業の4つの機能を担い、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員の3つの専門職がそれぞれ役割を担います。

施策項目	事業	事業概要
5 人権侵害の 発見・防止 ・対応	① 人権パトロール	公共施設や不特定多数の人が利用する施設において、差別落書きによる個人や同和地区への人権侵害が起こらないように、関係部署がそれぞれの関係機関・団体等との連携による監視を行い、早期発見・未然防止に努めます。
	② 戸籍等の不正取得の防止	市が保有する個人情報の自己コントロール権を尊重するとともに、登録型本人通知制度を市民へ普及し、身元調査につながる不正取得の防止に努めます。
	③ 差別事件への対応	差別事件・事象を発見したり、通報を受けたときには、まず現場及び発生状況を調査・確認し、事件の拡大を防ぐとともに、必要に応じて関係機関会議をもち今後の対応策を検討します。また、庁内においては人権侵害対策本部要綱に基づき、必要に応じて対策会議、本部会議を招集し、迅速かつ的確な対応に努めます。
	④ ホームページの運用	居ながらにして行政情報を得ることができるよう、ホームページでは多くの情報を提供するとともに、最新の情報を提供できるよう各所属で随時更新に努めます。また、市民に限らず、広く「参声広場」により電子メールで市政に対する意見・質問・相談などを受け、迅速に対応します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、率先して差別をなくすよう取組む地域リーダーに協力します。
- ・ 事業者は、人権教育に主体的に取り組むリーダーを養成するため、市が提供する研修会に関する情報を積極的に活用します。

<用語の意味>

※ **登録型本人通知制度**：この制度は、本人以外の誰かがその人に代わって戸籍謄抄本や住民票を取ったとき、そのことを本人に知らせる制度です。戸籍や住民票が取られたことを本人に知らせることによって、全国的に起きている身元調査のためなどの不正取得を防止することがねらいです。通知を希望する人は、事前に市町村役場に登録することから、「登録型本人通知制度」と呼ばれています。本制度の導入により、不正請求が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が期待されるとして、全国的にも導入する市町村が増えています。

※ **参声広場**：市に寄せられた市政に関するさまざまな提案、意見、要望、苦情、照会などの「市民の声」を、「市民が求めている課題」として幅広く迅速に集め、この情報を共有することにより「課題発見」「苦情の再発防止」及び「的確な市民ニーズの把握」を支援するための電子行政相談システムのことです。このシステムは、「住民機能」「回答機能」「FAQ機能」の3つから構成されています。「住民機能」は、市民が伊賀市ホームページの入力フォームから「市民の声」を送信することや、よくある質問・提言とその回答を検索・参照ができる機能です。「回答機能」は、庁内における「市民の声」の管理を行う機能です。「他部門に公開」を選択した案件は庁内で公開されます。「FAQ機能」は、回答機能で蓄えたFAQ（＝よくある質問と回答）を市ホームページで一般に公開するための機能です。

(2) 人権相談や人権侵害報告から人権課題別の差別ガイドラインの作成

第2次伊賀市人権施策総合計画期間の最終年度にあたる2016年に、3つの人権課題について差別解消の推進に関する法律が施行されました。しかしながら、「人権課題ごとに、どの内容の発言や態度が、差別に該当するのか。」という部分が、まだ社会意識の中で明確になっていない状態です。

翻って伊賀市では合併と同時に、あらゆる差別の撤廃条例を制定しましたが、市の条例が「なくすべき」と定めている差別とはどんな差別であるのかを明らかにしていく必要があります。人権相談や人権侵害報告並びに、対応・支援等の事例を積み上げていく中で、「差別」であると判断できる、差別ガイドラインの作成に向けた取組に着手します。各人権課題の中で、伊賀市内で事例が無い場合も推測されますが、公表されている国・地方自治体の取組みの情報や、司法判断などを具体的事例として収集し、参考にしながら取組みます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 差別のガイドラインの作成	① 差別事例の収集	伊賀市の差別撤廃条例第7条に基づき、「差別事例の収集」に取組ます。市内で発生した人権侵害報告に限らず、市外のさまざまな人権侵害における事例を収集します。
	② 「差別事例収集・差別ガイドライン作成検討会議（仮称）」の設置	「差別事例」を人権課題別に分け、人権課題ごとに、当事者（関係団体）、行政、市民、企業・団体などの参加により、検討会議（テーブル）を設置して「差別ガイドライン」を作成します。
	③ 「差別ガイドライン」の情報提供	「差別ガイドライン」を周知し、人権学習会や研修会、人権同和教育に活かす中で、差別的言動の発生防止に繋がります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・人権課題別の「差別ガイドライン」により、具体的に差別となる言動や態度が明確になり、市民や地域や事業所は、差別をなくす取組の参考とします。

(3) 人権相談体制の充実と人権救済・支援体制の構築

国は、人権擁護のための取組として、各地方方法務局で人権相談所を設けるとともに、全国で人権相談や啓発活動など人権擁護の活動をする人権擁護委員を委嘱しています。

県は、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センター等をはじめとして児童相談所や女性相談所など各種の相談機関に、窓口を設けています。本市においても、人権担当部署や隣保館をはじめとして、それぞれの担当課において、さまざまな人権侵害に対する相談窓口を設置しています。しかし、いまだに相談にも行けない人がいるという現状があります。

そのため、相談をためらいがちな人でも、気軽に相談できる環境を整備するとともに、相談者の立場に立って、より利用しやすく、相談者のニーズに応えられるよう、今後もより一層の広報活動を行い、相談窓口の市民への周知を図ります。

また、相談機関相互の情報共有や相談員の資質向上等のため、県や近隣自治体との連携強化を進めます。さらに、近年NPOなど民間の団体等においても各種相談窓口を開設しており、これらの団体なども含めたネットワーク化を図る必要があります。

人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、また、救済・保護を必要とする人の状況もさまざまです。複雑なケースも多く、効果的な人権擁護や救済・保護施策を講じていくためには、ケースに対応した適切な部署や機関に取次ぎを行うことも必要であることから、行政窓口と専門相談機関や保護機関、NPO等との連携・協働体制づくりを進めます。その上で、具体的な人権相談や差別事象の訴えについて、調停や助言等が行える「人権専門相談員」の設置を検討し、伊賀市における「人権相談や人権救済・支援体制の構築」を進めます。

また、差別ガイドラインの作成や、人権相談・人権救済支援体制の構築の際に、市単独では実現に向けての人材やノウハウが不足する場合も想定されます。人権課題別に、庁内各担当課と連携し、国や県の担当部署や窓口に対して差別解消・人権救済支援に必要な要望や働きかけを行います。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権相談の 推進	① 人権相談	市民が利用しやすいよう、支所単位で、人権擁護委員による人権に関わる相談窓口を開設し、人権相談を実施します。
2 女性の人権 相談の推進	① 女性法律相談	女性弁護士による女性法律相談を予約制で実施します。
	② 女性に対する暴力等の 相談・支援	女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、女性相談の充実を図り、関係機関及び民間団体と連携して、迅速かつ的確に対応します。

施策項目	事業	事業概要
	③ 男女共同参画センター、 女性相談所との連携	女性の人権を守るため、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者や母子世帯等、さまざまな困難を抱える女性に対して、県の男女共同参画センターや女性相談所との連携を強化し、きめ細かな相談に応じるとともに、要保護女性の保護や自立に向けた支援を行います。
3 子どもの人 権相談の推 進	① いじめ・不登校等対策 の推進	いじめや不登校などの問題に対応するため、学校での教育相談体制の充実に努めます。そのために、教職員の研修や、スクールカウンセラー等の専門家の配置を進めます。また、不登校の子どもについては、伊賀市教育研究センターふれあい教室と連携した対応を進めます。
	② 少年相談110番の普及	いじめや非行問題等、少年や保護者が気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの「少年相談110番」について普及します。
	③ 児童相談所等との連携	専門的な相談への対応の質の向上を図るため、児童相談所等関係機関との連携を強化します。
	④ いじめ問題対策連絡協 議会の充実	いじめ防止対策推進法に基づく、伊賀市いじめ問題対策連絡協議会及び伊賀市いじめ問題専門委員会条例に基づく、いじめの防止・早期発見・措置について、組織的対応・連携、報告等を、適切に行います。
	⑤ いじめに関する重大事 態発生時の対応	伊賀市いじめ問題調査委員会条例に基づき、再調査を行います。
4 障がい者の 人権相談の 推進	① 障がい者の相談・支援	障がいのある人に対し、総合的な日常生活相談や福祉サービスの調整、就労支援、地域移行に必要な指導や援助を行うなど相談体制の充実に努めます。
	② 障がい者相談員等との 連携	障がいのある人及び家族からの相談に対し、身体・知的・精神の各障がい者相談員と連携し、地域活動の推進や地域生活の支援、障がいのある人に関する援護思想の普及に努めます。
5 人権相談ネ ットワーク の構築	① 地域人権相談ネットワ ークの組織化	複雑・多様化する人権相談に対して、迅速かつ的確に対応するため、関係課や関係機関、団体等との連携による地域人権相談ネットワークの組織化を図ります。
	② 県専門機関、民間の相 談・保護機関等との連 携	複雑・多様化する人権問題に対応するため、地域人権相談ネットワークを通して相談機能の充実に努めます。

施策項目	事業	事業概要
6 権利擁護の 推進	① 高齢者等の権利擁護制 度の普及	認知症高齢者 [*] 、知的障がいのある人、精神障がいのある人などの判断能力が不十分な人を保護するため、権利侵害についての正しい理解や権利擁護の制度に関する普及啓発、きめ細かな情報提供や相談等を実施します。また、福祉後見サポートセンター [*] の活用による成年後見制度利用並びに福祉サービスの利用、日常的な金銭管理などを援助する日常生活自立支援事業 [*] の周知を図ります。入院や施設入所等の際には、保証人がいないために利用が困難となるなどの問題を解決するため、保証機能に関する支援事業の構築に取組めます。
	② 権利擁護対策の充実	高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人などに対するさまざまな権利侵害を未然に防ぐとともに、地域で安心していきいきとした生活を送ることができるよう、暮らし、福祉などに関するさまざまな相談に対応し、併せて、関係機関や民間団体等の協力を得て支援を行います。
7 支援の充実	① 適応指導教室	伊賀市教育研究センターふれあい教室において、不登校児童・生徒及びその保護者との教育相談活動を実施し、通級児童生徒に対して適応指導活動を行います。また、不登校児童生徒の実態把握に努めます。
	② 児童一時保護	緊急保護や行動観察、短期入所指導等を行うため、相談や通告のあった児童について、児童相談所等関係機関と連携し、一時保護等の対応を行います。

<用語の意味>

※ **認知症高齢者**：高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のことをいいます。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障害による「脳血管性認知症」などがあります。2004(平成16)年の「痴呆」の呼称変更により、「痴呆性高齢者」にかわって、「認知症高齢者」の名称になっています。

※ **福祉後見サポートセンター**：2006(平成18)年8月1日、上野ふれあいプラザに開所しました。成年後見制度を必要とする人や申立てをしようとする人に対して、後見を利用しやすくするための相談・助言等の事業を行うとともに、行政書士や税理士、地域の社会福祉法人等からの職員、地域の関心のある住民等に対して研修を行い、成年後見人等の候補者として登録する事業(福祉人材バンク)や後見人に対するサポート、法人後見支援、啓発・研修などの事業を実施します。

※ **成年後見制度**：認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人を保護するためにできた制度で、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任し、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守ります。

※ **日常生活自立支援事業**：認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や日常的な金銭管理等を行う県社会福祉協議会を実施主体として実施されている事業です。

施策項目	事業	事業概要
	③ 女性の暴力等被害に対する支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、女性に対する暴力などの人権侵害に対応するため、関係機関及び民間団体と連携を図り、DV防止について共通認識を持ち、迅速かつ適切に対応します。
	④ 被虐待者(母子)保護の徹底	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫等からの暴力により緊急かつ一時的に保護が必要となった場合、児童相談所や女性相談所と連携しながら被虐待者の安全を確保します。
8 個人情報の保護	① 個人情報の適正な取扱い	住民に関するさまざまなデータについては、重要な個人情報が含まれるため、市職員に対する個人情報保護意識の徹底・強化を図ります。また、情報セキュリティポリシー [*] による行政情報漏洩防止のシステムについて、適正な運用を図ります。
9 救済制度の充実	① 人権侵害救済制度の確立	人権侵害を受けた人に対する救済措置のための制度を確立するため、国に対し、人権侵害救済法(仮称)の制定について、あらゆる機会を通じて要望します。
	② 市独自の人権相談・人権救済体制の構築	身近な地域で発生する差別について、相談・対応を行う「地域相談員」や、各地域で解決困難な相談に対応する「人権専門相談員(差別課題ごとの当事者性の理解があり、専門性を有する相談員)」の設置を検討します。また、庁内各課で掌握している各種相談員が上記相談員と連携したケース会議、解決事例の共有を行い、迅速・適切な対応を図るといった、人権相談や人権救済・支援体制の構築を進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・市民や地域は、周りに悩みごとや不安を抱え困っている人を見かけたり気づいたりした場合には、声をかけたり相談に乗ったりしながら、必要があれば関係機関への相談を勧めます。
- ・市民や地域は、認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人を保護するため、権利侵害や権利擁護の制度に関する理解・認識を深めます。

<用語の意味>

※ **情報セキュリティポリシー**：伊賀市の情報セキュリティに関し、包括的な対策を図ることにより、市が保有する情報資産を適切に保護することを目的に、市にどのような情報資産があり、それがどれほど重要なものか、またそれらがどのような脆弱性を持っているかを分析した結果に基づいて、いかに保護すればよいのか、そのためには市として何をしなければならないのかという明確な方針を文書化したものです。

施策分野 3 人権が尊重されるまちづくりのための施策

(1) 多様な主体との協働の推進

本市がめざす「お互いを尊重し、だれもが輝く人権文化都市」の実現に向けて、人権課題の解消に取り組んでいくため、市民や地域団体、NPO、企業等とのパートナーシップを築き、さまざまな参加や参画を得て、人権施策を効果的・効率的に進めます。

また、人権施策の推進に向けて、国や県などの行政機関をはじめ、医療機関、福祉施設など人権にかかわりの深い施設等との連携を図ります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権教育の 推進	① 人権同和教育推進連絡協議会	中学校校区内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校、隣保館の職員、運動団体、草の根推進会議の代表者等が連携し、連絡協議会を作り、一体となって人権・同和教育の研究、推進を行います。
	② 人権教育推進のための拠点づくり	人権教育推進のために教育集会所を拠点とし、人権教育啓発活動や人権についての相談を行い、差別を許さない住民連帯や行動力・実践力を養います。
	③ 各種団体等との協働	さまざまな人権課題に関する教育を進めるため、人権関係のNPOや団体に関する情報を収集し、連携を行います。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対して的確な人権教育を行えるよう、高齢者や障がいのある人等当事者による教育の企画・実施を促進します。
	⑤ 市民交流の推進	世代間交流をはじめ障がいのある人、外国人などとの交流を通じて人権意識が高揚されるよう、手法について研究するとともに、多様な交流を促進します。
	⑥ 人権・同和教育研究協議会組織との連携・支援	同和問題の早期解決をめざし、関係団体・機関相互の連絡調整を図りながら、人権・同和教育の充実と発展のために取り組んでいる組織との連携及び支援を行います。
	⑦ 部落解放団体との連携・支援	国民的課題としての部落解放をめざす団体との連携及び支援を行います。
	⑧ あらゆる被差別当事者との連携・支援	人権問題の解決に向け、伊賀市と被差別当事者(団体)との懇談会を毎年開催し、市に意見や要望を述べる機会を保障します。市は当事者の声を直接聞き、当事者は意見や要望を伝える機会となり、迅速で適切な対応が実現可能となるほか、職員の人権意識を高める機会ともなり、懇談会として実施します。

施策項目	事業	事業概要
2 人権啓発の 推進	① 人権講演会等開催支援	各支所における人権問題の解決を図るため、住民自治協議会や自治会等の組織団体が主催する人権講演会等を支援します。
	② 人権学習企業等連絡会の運営支援	伊賀市人権学習企業等連絡会の運営を支援し、企業等連絡会においてあらゆる差別解消に向けての人権研修会・講演会を開催するなど、自主的な活動により、効果的な人権学習ができるよう支援します。
	③ 各種団体との協働	さまざまな人権課題に関する意識を高めるため、人権関係のNPOや団体との連携を行い、啓発を進めます。
	④ 当事者参加の促進	さまざまな人権課題に対する人権啓発を行えるよう、高齢者や障がいのある人等当事者による啓発を促進します。
3 人権擁護の 推進	① NPO、団体等との連携	DV(ドメスティック・バイオレンス)や児童虐待などの被害の発生防止や保護等を適切に行えるよう、NPOや人権団体等との連携を強化します。
	② 関係機関、福祉・医療施設等との連携	児童や高齢者、障がいのある人の虐待等の人権侵害を防止するため、関係機関や福祉・医療施設等との連携を強化し、発見・対応の充実に努めます。
4 学校、家庭 と地域等との 連携	① 子育て支援活動の推進	子どもたちが地域で安心して遊んだり活動したりできるよう、また、子どもや子育てを地域で見守り支援する地域づくりを進めるため、住民組織の活動を支援します。
5 地域福祉の 推進	① 地域福祉活動の場と地域支援を行う人の充実	公的な制度では対応できない日常生活上の多様なニーズがある中で、地域の生活課題やニーズを把握・共有し、地域の生活課題の解決に向けた検討を行う場となる「地域福祉ネットワーク会議」の立ち上げや運営支援を、地域支援を専門的に行う地域福祉コーディネーターが戦略的にすすめます。
	② 地域づくりにつながる人づくり	地域福祉活動の実践から福祉について学ぶ環境づくりをすすめます。
	③ 人づくりにつながる地域づくり	地域の資源を活かし、課題解決に向けた取組を支援します。課題解決に向けた取組の推進にあたり、ふくしの視点をプラスすることで、新たな価値観を創出し、地域コミュニティの活性化をめざします。
6 防災・防犯 対策の推進	① 地域での見守り活動の推進	子どもや高齢者等を犯罪から守るため、警察と連携して防犯講習会や犯罪に関する情報提供を行い、地域住民の自主的な防犯行動の促進や防犯意識の高揚を図ります。また、PTA等の学校関係者、住民自治協議会、自治会、自主防犯組織、民生委員児童委員協議会等が主体的に行う自主防犯青色回転灯パトロール等により、登下校時の巡回パトロールを促進し、地域での見守り活動を推進します。

施策項目	事業	事業概要
	② 自主防災組織の活動促進	災害時の共助としての初期消火活動や救助活動及び避難誘導を目的とする自主防災組織の設立及び育成を支援・促進します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、地域で子どもを見守り、子育てを支援する地域づくりを進めます。
- ・ 市民は、地域でのさまざまな福祉学習の機会に積極的に参加し、福祉意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、市や関係機関が提供する防犯についての情報により、防犯意識を高めます。
- ・ 市民や地域は、自主防災組織を設立し、災害時の初期消火活動や避難誘導・救助活動などに努めます。

(2) ユニバーサルデザインの理念の普及と市民参加の推進

今日の社会は、少子高齢化、情報化、国際化といった社会・経済状況を背景に、多様な個性や価値観を持つ人がともに暮らす社会であるとも言われています。このような社会においては、これまで以上に一人ひとりの個性や価値観が尊重されなければなりません。

ユニバーサルデザインの理念とは、こうした一人ひとりの個性や価値観がより一層尊重された成熟した社会を実現することであり、人権が尊重されるまちづくりそのものです。日常生活のさまざまな場面で、多様な人びとの存在を理解し、「すべての人が暮らしやすい環境づくり」のために、さまざまな主体が連携・協働し、人権文化を育むことが必要です。

そのため、ユニバーサルデザインの考え方を学ぶ場や機会をつくり、だれにでも分かりやすい情報を保障するとともに、だれもがバリアを感じることなく日常生活が送れるよう、また社会活動に参加できるよう推進します。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 学習機会の確保	① 学習会、講座の開催	ユニバーサルデザインの理念を学ぶ学習会や講座を開催し、広く市民にその理念を普及します。

施策項目	事業	事業概要
	② 学校・地域における教育・啓発の推進	学校における取組として、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えることのできる共感性を育みます。また、ユニバーサルデザインの啓発や情報提供を進めるため、各地域での人権学習の取組において、その定着を図るとともに地域リーダーの育成に努めます。
2 情報の保障	① 誰にでもわかりやすい情報の保障	公共施設等の案内表示については、大きな文字、絵表示、点字や音声などを取り入れます。また、わかりやすい文書の作成や広報活動に努めます。
	② 手話通訳、要約筆記等の配置	講演会等を開催する際には、手話通訳や要約筆記・磁気誘導ループを配置します。
3 さまざまな活動への参加・参画の推進	① 市民参加の推進	ユニバーサルデザインのまちづくりについて、市民からの意見や提案を尊重します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、ユニバーサルデザインに関する学習会や講座に積極的に参加し、その理念の理解・認識を深めます。
- ・ 市民や地域は、多様な人たちの存在、文化や価値観の違いを認め合い、相手の立場になって考えます。
- ・ 市民や地域は、ユニバーサルデザインのまちづくりについて、意見や提案を提示します。

(3) 社会参画の機会の確保と誰もが幸せに暮らし続けるためへの支援

年齢、性別、障がいの有無、国籍など人びとが持つさまざまな特性や違いを超えて多様な価値観を認め合い、だれもが就労をはじめさまざまな社会参加や参画ができ、いきいきと暮らし、自己実現が図れるよう、公平な雇用や教育・学習等の機会の確保に努めます。

<用語の意味>

※ **磁気誘導ループ**：聴覚障がい者用の補聴器を補助する放送設備のことです。磁気を発生させるワイヤーを輪のように這わせることから通称「磁気ループ」と呼ばれます。

また、すべての市民が、生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるように、住み慣れた地域の中で、安心して生活が送れるようにすることは、基本的人権の尊重につながります。そのため、生涯を通じた健康づくりを進めるとともに、健康や福祉関連の情報が入手しやすいように、また、生活上のさまざまな相談が気軽にできるように、あるいは専門的な相談にも対応できるように、情報提供や相談体制の充実に努めます。

さらに、尊厳を持って住み慣れた地域で暮らすことができるように、福祉サービスの充実に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 雇用・就労 機会の確保	① 起業支援	起業に関する法律・制度の情報提供、融資制度の活用支援等を進めます。また、経営に関する知識や営業力、組織運営のノウハウを身につける機会の提供に努めます。
	② 若年者職業相談	若年者の就職相談等を行うとともに、いが若者サポートステーションとも連携し、フリーター [*] やニート [*] のほか就職の決まっていない人などの希望に応じて、就職活動の支援をします。
	③ シルバー人材センターによる高齢者就職相談	シルバー人材センターによる高齢者就職相談を行います。
	④ ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク求人情報紙の閲覧紹介を行います。
2 市政への参画	① 子どもの市政への関心の喚起	子どもが市政に対する関心をもてるように、日常生活の中で身近な公共施設の見学を実施します。
	② 委員会等への当事者の参画促進	計画策定のための委員会等へ、高齢者や女性、障がいのある人等当事者の参画を進めます。
3 健康づくりの推進	① 自主的な健康づくり活動への支援	市民の生涯にわたる健康づくりを進めるため、市民、地域団体の健康づくり活動に支援を行います。

<用語の意味>

※ フリーター：15～34歳の若者（学生を除く）で、パート・アルバイトとして働く人またはこれを希望する人をいいます。

※ ニート：15～34歳の若者で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人をいいます。

施策項目	事業	事業概要
	② 地域支援事業の推進	一人ひとりの生きがいや、自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援します。また、その目的を達成するために、介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況や環境に応じて、対象者の選択に基づき、個別の介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づき適切な事業を包括的かつ効率的に実施します。
	③ 健康相談	市保健師による健康相談及び血圧・体脂肪測定と健康体操等により、健康の保持増進に努めます。
4 健康・福祉 関連情報の 提供	① 各種福祉サービスや制度等の周知	生活に困窮している人に対しては、各種福祉サービスや制度等の周知を図り、生活安定への支援を行います。
	② 健康・福祉サービスの 情報提供	誰もが良好な健康状態を保ちいきいきと暮らすことができるよう、健康福祉サービスの情報を提供するとともに、情報交換の場を作り、誰もが参加し情報共有しやすい体制を作ります。
	③ 福祉サービス情報や相 談窓口についてのガイ ドブックやパンフレッ トの作成	福祉サービス情報及び相談窓口についてのガイドブックや一覧表（パンフレット）を作成し周知を図るとともに、広報紙・ホームページなどを活用したサービスの情報提供を推進します。
5 相談体制の 充実	① 福祉総合相談体制の強 化	複合化している生活課題、認知症、虐待などに関する相談に対応できる、分野を問わない福祉の総合相談体制を運営します。
	② 母子・父子自立支援員 の活動の充実	ひとり親家庭に対する総合的な相談窓口として機能するよう、母子・父子自立支援員 [※] の活動を活発化し、適切な助言及び情報提供を行います。

<用語の意味>

※ 母子・父子自立支援員：母子および父子ならびに寡婦家庭の福祉に関して実情を把握し、それぞれの家庭の生活安定や向上に必要な相談や支援を行う人を行い、福祉事務所の管轄で、ひとり親家庭等のさまざまな問題、親の就職、子どもの教育、母子福祉資金・父子福祉資金・寡婦福祉資金の貸付などに対するの相談・支援を行います。

施策項目	事業	事業概要
6 福祉サービスの充実	① 子育て支援サービスの充実	子育て家庭が安心して子どもを預けられるよう、一時的な預かりサービスを充実するとともに、ファミリー・サポート・センター [*] 等の互助活動を推進します。
	② ひとり親家庭の生活の安定と経済的支援	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、関係機関との連携を図り、生活全般について情報提供や自立に必要な支援を行うとともに、経済的、社会的自立を促進するため、就業についての相談や貸付・給付金活用の相談を行います。
	③ 里親制度の普及・啓発	家庭で養育できない事情のある子どもが健やかに成長できるよう、里親制度について児童相談所と連携し、普及・啓発を図ります。
	④ 放課後児童クラブの設置	昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学校等を活用した放課後児童クラブの設置を促進します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・市民や地域は、健康に対し関心を高め、健康づくりの重要性を理解します。
- ・市民や地域は、活動的で生きがいのある生活を送るため、市が提供する健康福祉サービスに関する情報を共有します。

(4) だれもが住みよいまちづくりの推進

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、安全に安心して社会参加できるよう、まちづくりにおいて安全性や快適性を確保する必要があります。

そのため、安全で快適な住居の確保に努めるとともに、新設の施設や歩行空間、公園等について「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」を遵守するように促し、ユニバーサルデザインの理念に基づいた公共空間づくりを進めます。

また、障がいのある人や高齢者、外国人の緊急時の対応や災害時の避難等が安心してできるように、関係機関や地域住民・団体等と協力し、防犯や防災体制の確立に努めます。

<用語の意味>

※ **ファミリー・サポート・センター**：援助を受けたい人と援助を行おうとする人がともに会員となり、仕事と育児を両立できる環境や地域の中で子育てを支援する体制を整備することにより、労働者の福祉の増進及びその児童の福祉の向上を図ることを目的とする機関です。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 利用しやすい施設・生活環境の整備	① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、公共的施設の整備基準等について、事業者等への周知を図り、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
	② 市道の維持・管理	安全で快適な市内の生活道路の構築を目的に、市道の維持・管理を行うため、道路維持工事、舗装補修工事、側溝補修工事等を進めます。
	③ 道路の新設等整備	未整備な道路を改良により利便性を高め、地域間の交流を目的に、道路新設改良、舗装改修、オーバーレイ [※] 等事業を進めます。
	④ 公共施設の改善	だれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー化を進めます。
	⑤ 教育施設のユニバーサルデザイン化、耐震化	障がいのある児童・生徒も健常の児童・生徒と同じ学校で学習することができるよう、教育施設等において施設のバリアフリー化を図ります。また教育施設は災害時等の地域住民の避難場所となることから、耐震化はもちろん高齢者等だれもが使用するのに不便を感じない、ユニバーサルデザインの施設をめざします。
	⑥ ひとり親家庭等の公営住宅入居への優先資格制度の実施	ひとり親家庭等が安心して子育てと就労の両立ができるよう、公営住宅の入居への優先資格制度など、子育てや生活面での支援体制の整備に努めます。
	⑦ 改良住宅ストック総合改善事業の推進	市が管理する既存の改良住宅について、老朽化やバリアフリーに対応するため、建て替えや修繕を計画的に実施します。また、制度の趣旨から払い下げ可能な形状の改良住宅については、住民の意向を調査し、個人への譲渡についても検討します。
	⑧ 公営住宅ストック総合改善事業の推進	市営住宅について、高齢者仕様への住宅改善や景観改善を進めます。

<用語の意味>

※ **オーバーレイ**：磨耗によるわだち掘れなど、損傷を受けたコンクリート舗装をリフレッシュする工法の一つのことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
	⑨ 下水道の整備、農業集落排水事業の推進	安全で快適な生活環境の確保を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業等の生活排水処理施設をそれぞれの地域特性に対応した整備手法により、地域への推進を行い、計画的に整備を進めます。
	⑩ 交通の利便性や安全性の確保	高齢者等の交通需要に対応する地域交通システムを構築するとともに、快適で安全に移動できるように、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、バス車両のバリアフリー化を推進します。また、特定経路を構成する道路を中心に、音響信号機や高齢者等感應信号機、歩行者感應信号機の整備、歩車分離式信号の導入を進めます。
	⑪ 放置自転車等の撤去	自転車等放置禁止区域に放置された自転車等の撤去を行い、障がいのある人、高齢者、児童等の通行を妨げる障害物を除きます。
	⑫ 緊急通報体制の整備	在宅のひとり暮らし高齢者等の世帯に緊急通報システムを設置し、地域で安心して暮らせるよう支援します。
2 自然環境の 保全や自然 との共生の まちづくり	① 自然保護意識の啓発	学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、自然環境を守り、将来へと引き継ぐことの重要性を啓発し、自然保護に対する市民意識の高揚を図ります。
	② 環境セミナーの開催	環境問題を身近に感じ、広く市民に環境保全に関する関心を持ってもらうよう、セミナーを開催し、環境の大切さに“気づく”学習を行います。
	③ 環境保全活動の促進	資源の再利用物の回収活動や環境教育の推進など、環境保全につながる市民活動を育成・支援し、自然と共生するまちづくりを進めます。
	④ 公害の未然防止	公害を未然に防ぐため、立地企業との公害防止協定締結を図り、企業による水質検査等が行われるよう、定期的な監視活動及び指導を行うとともに、無公害型の環境にやさしい企業の誘致に努めます。また、騒音などの近隣公害が起こらないよう、生活マナーの向上を促します。
3 防災・防犯 対策の推進	① 災害時の避難体制の確保	特別養護老人ホーム等の福祉施設、各地域の自主防災組織等において、高齢者や障がいのある人等の災害弱者を含めた避難訓練、救出訓練、初期消火訓練等の指導を行います。
	② 各学校における防犯・防災マニュアルの運用	子どもたちが学校で安心して学べるよう、防犯対策及び防災対策について、各学校でマニュアルを見直し、適切に運用します。

施策項目	事業	事業概要
	③ 地域の支え合い体制の構築	身近な地域での見守り支援活動などを行う基盤づくりに向けた支援をすすめます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、主要公共施設の整備や調査にあたり、ユニバーサルデザインの観点に基づき積極的に参加するよう努めます。
- ・ 市民や地域は、障がいのある人、高齢者、児童等の通行を妨げないよう、放置自転車等をなくします。
- ・ 市民や地域は、自然環境を守り、自然保護に対する意識を高めるよう努めます。
- ・ 事業者は、公害防止協定を締結し、水質検査や大気検査等の結果を報告するよう努めます。

(5) 人権尊重の視点に立った行政の推進

本市では、条例や宣言をはじめ、2000(平成12)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、基本方針等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

また、人権尊重の視点に立って事業、業務に取り組むため、市職員の人権意識の高揚を図る講演会形式のものや気づきを重視する参加型研修などの人権研修も行ってきました。

近年、企業の社会的責任(CSR)が注目されていますが、行政においても、人権尊重の考え方を持って事業、業務を進めていくよう、行政責任が強く求められています。

引き続き、人権尊重の視点に立って、窓口対応をはじめ情報の提供、事業等の企画から実施、評価の一連の取組、関係部局の連携などを行政活動全般にわたって進めていきます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権に配慮した 接遇	① 人権に配慮した接遇マニュアルの運用	人権に配慮した職務を遂行するため、人権に配慮した接遇マニュアルを適切に運用します。
	② 人権尊重の視点に立った窓口対応	高齢者や障がいのある人、外国人等だれもが安心して、わかりやすい窓口での対応に努めるとともに、可能な限りワンストップサービスとなるよう配慮します。

<用語の意味>

※ **ワンストップサービス**：市民等が、一つの窓口で、必要となる事務をすべて完了できるよう設計されたサービスのことをいいます。

施策項目	事業	事業概要
2 市業務の見直し	① 市の業務改善について	人権の視点で、市役所内の業務上の慣行等を点検し、必要に応じて見直しを進めます。
3 情報の提供	① 市広報紙等における表現の点検	人権尊重の視点に立って、単に文字だけでなくイラストや写真等を含め、市広報紙をはじめ各種出版物等の記事内容を点検します。
	② 障がい者や外国人等に配慮した情報の提供	さまざまな行政情報について、高齢者や障がいのある人、外国人等が利用しやすいように、点字版や外国語版などの提供に努めます。また、手話通訳や外国語対応など、窓口での対応の充実に努めます。また、ウェブアクセシビリティに対応したホームページを継続します。
	③ 情報の適正な取扱い	市民の知る権利を保障するため、「伊賀市情報公開条例」に基づき、情報を適正に公開します。また、「伊賀市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
4 庁内連携	① 人権課題に対する協議や情報交換	さまざまな人権課題に適切に対応するため、関係課との協議や情報交換を行うとともに、人権課題に対応した教育・啓発について効果的に行うため、連携を図ります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、市の行政サービスが、人権に配慮しているかどうかを市民の立場から点検し、意見を提示します。
- ・ 事業者は、市の行政サービスに対し、CSRの観点等に基づき意見を提示します。

施策分野 4 人権課題の解決に向けての施策

(1) 同和問題

同和問題はわが国固有の人権問題で、人間の自由と平等が完全に保障されず、不当に差別を受け、不利益を被ることがあるという基本的人権や人間としての尊厳にかかわる重大な社会問題です。

1965(昭和40)年の同和对策審議会答申において、同和問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」としました。

以後、この答申は同和行政の基本的指針たる役割を果たし、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が制定されて以来、本市においても県とともに関係団体の協力を得ながら、住宅や道路整備などの生活環境の改善や市民の人権意識を高めるための教育、啓発などの各種事業を、積極的に取り組んできました。国においては、これまでの取組により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果が見られたとして2002(平成14)年3月には法が失効し、一般対策への円滑な移行への方向性を示されていますが、脆弱な生活基盤や地区外との格差の問題は解消されていません。直近の市民意識調査では、「同和地区出身者にだけ特別な施策をするのは不公平だ」とする、同和对策事業の必要性を理解できていない回答が未だに4割程度あり、行政の説明責任が問われています。

また、これまで同和教育や啓発活動の展開など人権意識を高めるための取組を進めてきましたが、依然として差別落書きは後を絶たず、結婚問題などにおける差別意識も根深く存在しています。さらに、インターネット上の書き込みは社会問題化し、近年、戸籍謄抄本等の不正取得や土地差別調査など、同和問題にかかわる新たな差別事象や人権侵害なども多発しています。このように、同和問題は依然として深刻にして重大な社会問題であり、国連においては「職業及び世系[※]に基づく差別」に関する重要な人権課題としてとりあげられてきています。

差別落書きやインターネットなどによる人権侵害については、今後も実態把握と未然防止を目的とした教育・啓発の体制づくりなどが必要です。さらには、悪質な差別事件に対しては、法の規制や罰則も視野に入れた取組が求められています。また、教育、就

<用語の意味>

※ 世系：門地（家がら）と同義語。国連では「職業及び世系に基づく差別」として、日本の部落差別やインドのカースト制度などをあげています。

労、産業などの分野においては、なお残された課題もあり、早期に解決を図っていく必要があります。

2016(平成28)年12月、部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)が施行されました。同和対策事業特別措置法から地対財特法が失効した後もなお、残念ながら、部落差別が存在するという出発点、部落差別のない社会の実現を目的とし、部落差別の解消に関して、その地域の実情に応じた施策(①教育・啓発活動と②相談活動と③実態調査活動)を実施していくことが謳われています。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 同和問題の解決に向けた人権同和教育の推進	① 学校等における人権同和教育の推進	子ども一人ひとりの同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権が尊重される社会づくりに向けた行動がとれるように、同和教育の理念や成果をもとにした人権教育を進めます。また、部落問題を考える小・中学生の集いを実施し、子どもたちの学びを交流し、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない仲間としての連帯感を養います。
	② 家庭・地域社会における人権同和教育の推進	61ページの施策項目3、事業①の一部事業概要に同じ
2 企業・民間団体における人権教育の推進	① 企業への訪問啓発	61ページの施策項目4、事業①の一部事業概要に同じ
	② 人権担当者研修	61ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ
	③ 企業における雇用主研修	62ページの施策項目4、事業③の事業概要に同じ
	④ 講師の紹介、教材・資料等の支援	62ページの施策項目4、事業④の事業概要に同じ
3 市職員に対する人権教育の推進	① 全職員対象の研修	64ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員リーダー研修	64ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
	③ 新任職員研修	64ページの施策項目1、事業⑤の事業概要に同じ
	④ 福祉職員現任訓練	64ページの施策項目1、事業⑥の事業概要に同じ
4 教職員に対する人権教育の推進	① 学校人権・同和教育部会活動	65ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ

施策項目	事業	事業概要
	② 転入・新規採用教職員 人権・同和教育学習会	65ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
5 行政関係職員 の養成	① 各種講座等への派遣	66ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 職員研修	66ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
6 保育・教育 の場における人権教育 リーダーの 養成	① 人権教育推進委員会代 表者研修	66ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 人権教育推進管理職研 修	66ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権保育推進管理職等 研修	66ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
7 地域におけ る人権教育 リーダーの 養成	① 人権・解放講座	66ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 社会同和教育指導者の 育成	67ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 人権問題を考える中 学・高校生友の会	67ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
8 人権侵害の 発見・防止 ・対応	① 人権パトロール	70ページの施策項目5、事業①の事業概要に同じ
	② 差別事件への対応	70ページの施策項目5、事業③の事業概要に同じ
9 職業相談	① 隣保館における就労相 談	企業内における就労差別をなくすとともに、同和地区住民の生活安定をめざした就労対策を確立するため、指導職員が地区住民の就労実態の把握と求職についての相談業務を日常的に行います。
	② 職業相談員による相談	隣保館において、職業相談員による巡回相談を定期的に行います。
10 教育の機会 の確保	① 同和奨学金制度の継続	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育格差を是正し、部落解放を担う人材を育成します。

施策項目	事業	事業概要
11 健康づくり の推進	① 健康相談	地区内の独居老人や高齢世帯を対象に、看護師が巡回し、総合健康相談として訪問する中で日常的に健康管理指導を行い、生活相談員と連携して対象者の健康維持に努めます。
12 相談体制の 充実	① 生活相談	部落差別によって市民的権利を奪われてきた地区住民の生活環境や地域社会生活の向上をめざして、生活相談員を配置し、地区住民の生活と福祉の実態を把握するとともに日常的に生活福祉全般の相談に応じ、地区住民の自立に向けての支援を行います。
13 福祉サービ スの充実	① 隣保館活動の充実	同和問題の解決のため生活上の各種相談事業や、社会福祉の増進を図るため、各種事業を総合的に行います。
	② 児童館活動の充実	子どもたちが自ら事業計画をたて、部落差別の解決に向けた取組を含め、あらゆる事柄に対し仲間とともに共同で実施する力を養い、生涯学習の一環として、土曜日を開放し、あらゆる事柄にチャレンジできる子どもの育成を図ります。
14 住宅・住環 境の整備	① 公営住宅（改良住宅含む）ストック総合改善事業の推進	83ページの施策項目1、事業⑧の事業概要に同じ
15 調査・研究 の推進	① 生活実態調査の実施	同和問題の解決と、まちづくりに向けた今後の施策を推進するため、定期的に生活実態調査を実施します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、同和問題に対する正しい理解・認識を深めるとともに、同和問題の解決に向けて行動します。
- ・ 事業者等は、事業所内で差別問題や差別につながる事案が発生したときは、市に通報します。

(2) 子ども

子どもに関する人権問題には、いじめや虐待、体罰、セクシュアル・ハラスメントなどの身体的・精神的な危害のほか、子どもを一方的に支配の対象ととらえ、子どもの主体性を抑えてしまうことや、出会い系サイト[※]や児童買春、児童ポルノなど性に関する問題、薬物の乱用や有害情報の氾濫など子どもの心身の健全な育成が妨げられるなどの問題があります。また、子どもの連れ去りなど、生命や身体の安全にかかわる事件といった重篤な人権侵害や、全国的には子どもの貧困率が16.3%（厚生労働省2014）と推計されている、子どもを取り巻く貧困問題も見過ごせません。

1994(平成6)年に批准した「児童の権利に関する条約」では、子どもを単に保護の対象として見るのではなく、生存や保護、発達、意見表明などの権利を行使する主体として位置づけています。しかしながら、依然として子どもが権利の主体として尊重される存在であるという認識が十分ではありません。「児童の権利に関する条約」の趣旨や内容の周知、人権教育などを進め、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成に取り組むとともに、子どもの人権を尊重する社会づくりを進めていきます。

また、国においては、1999(平成11)年に児童に対する性的搾取や性的虐待を防止するため「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）」を施行し、2000(平成12)年には児童の心身の成長に多大な影響を与える児童虐待を防止するため「児童虐待防止法」を施行しました。さらに、2004(平成16)年には児童虐待防止対策等の充実・強化をはかるため「児童福祉法」（1948(昭和23)年施行）を改正し、児童相談に関して市町村が担う役割を明確にしました。県では、子どもを児童虐待から守るため、2004(平成16)年に「子どもを虐待から守る条例」を施行しました。児童虐待は子どもの人権に関する重大な問題としてとらえ、子どもの生命を守る観点から、家庭や地域、学校などの関係機関や団体と連携して早期発見・早期対応を図っていきます。

2005(平成17)年には次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ、育てられる環境づくりをめざして「次世代育成支援対策推進法」が制定され、県及び市町村は行動計画を策定しました。本市においても合併後の2005(平成17)年3月に、「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画 輝け！いがっ子応援プラン」を策定し、事業を進めてきました。そして、2010(平成22)年3月には、「輝け！いがっ子応援プラン伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」を策定しました。さらには、2012(平成24)年8月に

<用語の意味>

※ **出会い系サイト**：異性との交際希望情報を発信、仲介するインターネット上でのサービスのことをいいます。子どもが犯罪被害にあいやすく、自殺や家出をあおるサイトや殺人、暴力などの残虐な映像を見ることができるといわれるサイトもあり、判断力の乏しい世代をこれらの有害サイトから守ることが急務となっています。

「子ども・子育て関連3法」が制定されたことに伴い、2015(平成27)年2月に「子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後もこの計画に基づき、子どもの心身の健全な育成、安全に安心して子育てができる環境づくりについて、家庭や地域、学校などの関係機関や団体が一体となってさらに推進します。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 子どもの人権の尊重	① 「児童の権利に関する条約」の啓発	子どもたち自身に人権意識が育まれるように、また、教育関係者や保護者などが子どもの人権に関する理解・認識を深められるように、「児童の権利に関する条約」について、ともに学習する機会を設けるとともに、条約の内容等について、啓発を進めます。
	② いじめの解消	いじめは人権侵害であることへの理解・啓発や生命を大切にする心、思いやりの心を育むための教育を、家庭をはじめ学校、保育所(園)、幼稚園、地域で進めるとともに、悩みのサインを見逃さないように、保護者に対する啓発や学校等での体制強化を図ります。
	③ インターネットや携帯電話による人権侵害の防止	子ども同士のインターネットや携帯電話による人権侵害の実態の把握に努めるとともに、情報モラル教育を推進します。
2 就学前児童に対する人権教育の推進	① 保育所(園)や幼稚園における人権教育	60ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ
	② 解放保育の推進	60ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
	③ 保育園児や幼稚園児の高齢者福祉施設等への訪問	60ページの施策項目1、事業③の事業概要に同じ
3 学校教育における人権教育の推進	① 人権・同和教育の推進	60ページの施策項目2、事業①の事業概要に同じ
	② 道徳教育の充実	60ページの施策項目2、事業②の事業概要に同じ
	③ 生命を尊重する教育の推進	60ページの施策項目2、事業③の事業概要に同じ
	④ 非核平和の推進	63ページの施策項目6、事業⑤の事業概要に一部同じ
4 子どもの人権侵害の防止と救済	① 児童虐待防止の啓発	68ページの施策項目1、事業①の事業概要に同じ

施策項目	事業	事業概要
	② 伊賀市要保護児童及びDV対策地域協議会の開催	68ページの施策項目1、事業②の事業概要に同じ
5 子どもの人権相談の推進	① いじめ・不登校等対策の推進	73ページの施策項目3、事業①の事業概要に同じ
	② 少年相談110番の普及	73ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 児童相談所等との連携	73ページの施策項目3、事業③の事業概要に同じ
	④ いじめ問題対策連絡協議会の充実	73ページの施策項目3、事業④の事業概要に同じ
	⑤ いじめに関する重大事態発生時の対応	73ページの施策項目3、事業⑤の事業概要に同じ
6 支援の充実	① 適応指導教室	74ページの施策項目7、事業①の事業概要に同じ
	② 被虐待児保護の徹底	75ページの施策項目7、事業④の事業概要に同じ
7 子どもの健やかな成長のための環境づくり	① 性に関する問題への対応の強化	性に関する問題の増加や薬物乱用など、深刻化する中学生・高校生の心と体の問題に対応するため、性や性感染症予防に関する教育や情報提供の充実に努めるとともに、生命の大切さや神秘性を実感できるよう、地域の医療機関と連携した実際のな性教育を推進します。
	② 保健教育の充実	若者の生活習慣病の増加や薬物乱用の深刻化等の問題に対応するとともに、生涯にわたる健康づくりの基礎知識を普及できるよう、学校保健委員会の活動を強化します。また、小・中学生、高校生に対して、食育や喫煙、薬物等に関する教育など保健教育の充実に努めます。
	③ 非行防止の推進	青少年センターを中心に、子どもの非行防止と健全育成のため定期的に巡回補導を実施します。また、子どもに有害な図書やビデオ等を排除できるように、地域の書店やコンビニエンスストア等に対して、点検パトロールを実施するなど、子どもを取り巻く環境を整備するため市民への啓発や学校教育における指導の強化を図ります。

施策項目	事業	事業概要
8 教育の機会 の確保	① 奨学金制度の継続	奨学金を希望する高校生・大学生等を支援することにより、教育の機会均等に努めます。
	② 各学校における防犯・ 防災マニュアルの運用	84ページの施策項目3、事業②の事業概要に同じ
	③ 地域での見守り活動の 推進	77ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、子どもが権利の主体として尊重されることを理解・認識し、子どもの人権を尊重します。
- ・ 市民や地域は、子どもの非行防止と健全育成のため、地域での見守り活動を推進します

(3) 女性

女性に関する人権問題は、社会的・文化的に規定づけられた性別（ジェンダー）意識に基づく固定的な性別役割分担意識及び不平等や差別・偏見が根底にあります。女性の人権を尊重する意識については、教育・啓発に取り組む中で理解されてきましたが、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な男女の格差が残っています。セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）などの直接的な身体・精神への危害のほか、性の商品化、売買春、アダルトビデオ出演強要、JKビジネス[※]、出会い系サイトなど性をめぐる問題、雇用機会や意思決定・政策立案の場への参画がなかなか進まない問題などがあります。

性別に関わらず一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子化が進み、人口減少社会に突入した現在、社会の多様性と活力を高め、経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

近年、女性の活躍推進が国の成長戦略の中核に位置づけられ、2015(平成27)年に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女

<用語の意味>

※ JKビジネス：JKは女子と高校生のK、それぞれのイニシャルをあわせた造語。
女子高校生（JK）による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称。

性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。また、同年に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況、いわゆるM字カーブ[※]問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、さまざまな側面からの課題があり、世代を超えた男女の理解のもとそれらを解決する必要があります。

男女共同参画を阻害する暴力行為は重大な人権侵害であり、被害者の多くは女性です。2013(平成25)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」の改正や、2017(平成29)年「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の第5次改定などの法整備がなされています。2015(平成27)年には「みえ性被害者支援センターよりこ」が開設されました。今後、潜在化しているDVをはじめ女性に対するあらゆる暴力について解決を図るために、相談員や関係機関の職員の資質向上、二次被害を防止するための専門研修や専門の相談機関との連携強化など、対応の充実に努めます。

2016(平成28)年に策定した「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」に基づき、だれもが輝く男女共同参画社会の実現をめざし、伊賀市男女共同参画推進会議において年次実施計画を検討し、推進を図ります。また、伊賀市男女共同参画審議会において、男女共同参画施策の進捗状況に対して、毎年評価と提言を行い、進捗管理をしていきます。

この計画は、3つの基本目標、9つの基本施策、27の具体的施策で構成されています。基本目標1の「あらゆる分野における男女共同参画」では、政策・方針決定過程への女性の登用・参画を推進するとともに、地域社会においても性別に関係なく、だれもが参画できるまちづくりを進めます。基本目標2の「男女の人権尊重」では、固定的な意識の改革を啓発し、男女がともに参画し協力し合える社会づくりを目指すため、男女がともに認め合う意識の高揚に努めます。基本目標3の「ワーク・ライフ・バランス」では、家庭・地域・職場、それぞれの場面で生活のバランスを保ち、だれもがいきいきと暮らせるよう、ワーク・ライフ・バランスの考えを周知するとともに、その場面に応じた支援、女性と男性が協力できる環境づくりを進めます。また市では、2016(平成28)年7月に「ハタラキカタ応援宣言」を行っており、「男女を問わず育児や介護などに積極的に関わられるよう、働き方そのものを改革して業務の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現を図る」ハタラキカタ応援の取組を促進します。

<用語の意味>

※ **M字カーブ**：女性労働者の年齢階層別の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）をグラフに表すと、30歳代前半をボトムとするM字に曲線を描くことから、女性労働者の働き方をM字カーブといいます。

※ **ハタラキカタ応援宣言**：部下が仕事と家庭を両立できるよう応援しつつ、組織としての成果も上げていく上司になると宣言すること。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 政策・方針 決定への女 性の参画拡 大	① 審議会等委員の女性登 用の拡大	審議会等委員に、女性を積極的に登用する必要性の意識を徹底させます。また人材バンクの登録者の活用や、団体への協力要請など、それぞれの審議会等の状況に応じた方法を用いて、女性の登用拡大を進めます。
	② 企業に対する女性登用 の情報提供と啓発	企業における女性の積極的な登用事例紹介などの情報提供、企業訪問、県や関係団体と連携した啓発を通して、企業に対し更なる女性登用を啓発します。
2 雇用におけ る男女共同 参画の推進	① 雇用に関する関係法令 の周知	募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差のないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。
3 地域社会で の男女共同 参画の推進	① 住民自治協議会等にお ける男女共同参画の推 進	住民自治協議会等に対し、地域の意思決定の場へ女性が参画することを促進し、そのための研修会や講座などの情報提供を行います。また、女性の参画率などの情報収集をします。
	② 男女共同参画ネットワ ーク会議の充実	ネットワーク会議会員が主体となって行うフォーラムの実行委員会や研修等の活動を通して、地域活動の核となる人材を育成します。
	③ 女性のリーダー養成講 座の開催	女性が、社会のあらゆる場面で能力を発揮できるよう、エンパワーメントを高めるための講座を開催します。
4 男女共同参 画を実現す るための意 識づくり	① 地域団体等に対する慣 行などの見直しの啓発	人権問題地区別懇談会を通して、地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。
	② 人権相談の充実	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の観点に立った相談や支援を行います。
5 保育・学校 教育・生涯 学習等にお ける男女共 同参画の推 進	① 男女平等の保育・教育 に関する研究の推進と 研修の充実	すべての学校で、男女共修で行う授業や、実践交流を行います。また、男女平等の保育の研究を推進し、園内研修等による意識啓発や、保育士間における指導方法等の共有化を図ります。
	② 学校生活の役割におけ る男女共同参画の浸透	すべての学校で、清掃・給食当番や委員会活動等の日常の学校生活を通して、男女が協力して自主的に行動しようとする態度を培います。

施策項目	事業	事業概要
	③ 講座等を通じた男女共同参画の学習	人権問題地区別懇談会等において、引き続き男女共同参画をテーマに取り上げ、学習を進めます。また、男女共同参画フォーラムや男女共同参画をテーマとした講座やワークショップを開催し、市民の学習機会を提供します
6 あらゆる暴力の根絶	① 女性に対する暴力の社会的認識の浸透	DV、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力が人権侵害であることや暴力が起こる社会的背景についての理解を深めるため、リーフレット等の配布やパネル展により啓発を図ります。
	② 相談体制の充実	心のケアに配慮し、電話や面接による相談を気軽にできる体制を充実します。
7 調和のとれた仕事・家庭・地域生活の推進	① 事業者に対する両立支援の働きかけ	事業者に対し、育児・介護休業制度や時間外労働の制限、勤務時間の短縮など、仕事と生活の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を、企業訪問やセミナー開催により働きかけます。
	② 男性の家事自立をめざす講座の開催	男性向け料理教室など、男性が生活面の技術を習得するための講座を開催します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、家庭・地域や職場において、男女の固定的な役割分担意識を見直し、仕事・育児や介護を共に担い、お互いを尊重し合って生活します。
- ・ 市民は、地域社会において、男女が共に活動方針などを決定する場に平常時から参画するように努めます。
- ・ 事業者等は、女性を積極的に管理職や役職者に登用するよう努めます。
- ・ 事業者等は、男女の雇用機会均等と労働環境を整備し、ハタラクカタ改革を推進し、従業員の育児・介護休業や看護休暇の取得を促進します。

(4) 障がい者

障がいのある人に関する人権問題には、家庭や地域、学校、職場などのさまざまな場において、障がいのない人と等しく参加することが妨げられている問題や、入所施設における虐待や身体拘束の問題、また、不十分な知識や認識により地域で共同生活を営む

ことができないなどの問題があります。さらに、精神障がいのある人に対する誤った知識や偏見による差別、排除、入院医療における不適切な処遇などの問題があります。

わが国においては、2014(平成26)年に国連の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。

2011(平成23)年に「障害者基本法」の一部が改正され、障がい者への差別の禁止、地域社会における共生等に関する内容が盛り込まれました。

2012(平成24)年には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、さらに、2013(平成25)年に施行された、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい福祉サービス[※]の充実が進められています。

2013(平成25)年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定され、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。

伊賀市においては、「第3次伊賀市地域福祉計画」「第3次伊賀市障がい者福祉計画」を策定し、市民のだれもが障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し合いながら住み慣れた地域社会での共生や自立、社会参加の実現をめざして取り組んでいます。障がいのある人もない人も安心して心豊かに暮らせる地域社会を推進するためには、すべての人が障がいについて理解し、認識を持つことが必要であり、障がいのある人の問題を基本的人権の問題として捉え、市民一人ひとりが身近な問題として考えていくことが重要です。また、「障害者差別解消法」の規定に基づいた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく職員の対応に関する要領(職員対応要領)」を策定し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るとともに、関係機関と連携をとりながら研修会や市民への啓発活動をさらに充実させていく必要があると考えます。

<用語の意味>

※ **障がい福祉サービス**：障害者総合支援法に規定するサービスで、居宅介護や重度訪問介護、生活介護、療養介護、短期入所等の「介護給付サービス」と、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の「訓練等給付サービス」があります

また、子どもたちによる差別的な言葉が日常的に使用され、障がい者に対する差別発言が未だに多数発生しているため、今後、子どもたちを取り巻く家族等の大人社会において、障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるため、差別解消に向けた取組を、障がい者団体や学校、行政等が一体となって推進していきます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 障がいに関する理解を深めるための教育・啓発の推進	① さまざまな機会や媒体を活用した啓発の推進	市民が障がいに対する正しい理解と障がいのある人の人権に関する課題についての理解・認識を深められるように、関係機関や団体と連携し、さまざまな機会や広報等媒体を活用して啓発を進めます。障がいの種別に応じて、障がいのある人が社会での自立や雇用・就労の促進を図れるように啓発します。中でも、精神障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし、正しい理解・認識を深められるように啓発を進めます。
	② 学校における障がい者に対する理解教育・福祉教育の推進	子どもたちが幼少時から障がいのある人の人権に関する理解・認識を深められるように、ともに学ぶ学校教育の充実を図るとともに、児童・生徒が障害者施設等においてボランティア体験を行うなど福祉教育の推進を図ります。
	③ 交流の促進	地域において、障がいのある人との交流を促進するとともに、当事者団体と老人クラブ、ボランティアグループ等団体相互の交流機会の拡大を促進します。
2 地域での自立と生活支援の促進	① 障がい福祉サービスの充実	障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、居宅介護をはじめ介護給付や施設における訓練等給付の障がい福祉サービスの充実に努めます。
	② 障がい者に対する地域生活支援事業の推進	障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、相談支援やコミュニケーション支援、移動支援等の地域生活支援事業を進めます。

<用語の意味>

※ **地域生活支援事業**：障害者総合支援法に規定するサービスで、市町村及び都道府県が実施主体となるものをいいます。市町村が実施するもののうち、相談支援、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業は必須事業で、その他に選択的事業があります。

施策項目	事業	事業概要
	③ 教育の機会の確保	障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、もてる力を伸ばし、可能性を引き出し、自立や社会参加ができるように、保育・療育・教育等の内容の充実を図ります。 就学前から、子どもたちの実態を把握し、LD [*] （学習障害）、ADHD [*] （注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含めた障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、専門的な知識を有する「発達相談員」を雇用し、市内すべての保育所（園）、幼稚園、小中学校を巡回・教育相談を行います。そして、個別の教育支援計画を作成し、これをもとに指導実践します。
	④ 雇用・就労機会の確保	企業等における障がい者雇用の推進を図るため、企業等への啓発を行うとともに、福祉関係機関と労働関係機関とが連携し、就労支援のためのネットワークを構築します。また、トライアル雇用制度を活用しながら、就労に向けた実践的な訓練等を支援します。 市職員採用にあたっては、障がいのある人の積極的な雇用の推進を図り、就労機会の確保に努めます。
3 障がい者の 人権侵害の 防止と救済	① 施設等における虐待の 防止の促進	障がいのある人の通所・入所施設やグループホーム等において、利用者である障がいのある人が身体拘束や虐待を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止や虐待防止に向けた幅広い取組を進めます。
	② 障がい者への差別禁止 に関する制度の検討	障がいのある人に対する偏見や差別を解消するため、障がい者差別を禁止する条例の制定に向けた取組を推進します。
4 障がい者の 人権相談・ 支援	① 障がい者の相談・支援	73ページの施策項目4、事業①の事業概要に同じ
	② 障がい者相談員等との 連携	73ページの施策項目4、事業②の事業概要に同じ

<用語の意味>

※ LD：軽度発達障害の一種で、知的な発達の遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を示します。

※ ADHD：年齢あるいは発達に不釣りあいな注意力や衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものです。

施策項目	事業	事業概要
5 障がい者の 権利擁護の 推進	① 障がい者の権利擁護制 度の普及	74ページの施策項目6、事業①の事業概要に同じ
	② 権利擁護対策の充実	74ページの施策項目6、事業②の事業概要に同じ
6 だれもが住 みよいまち づくりの推 進	① 住宅改修の支援	障がいのある人や要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道 路環境の整備	障がいのある人にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。
	③ 教育施設のユニバーサ ルデザイン化、耐震化	83ページの施策項目1、事業⑥の事業概要に同じ
	④ 防犯・防災対策の推進	障がいのある人が地域で安心して生活できるように、関係機関や地域団体等との連携により、見守りや災害時の避難等防犯・防災対策を進めます。また、聴覚等に障がいのある人のEメールによる119番通報を行い、緊急時の通信を確保します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、障がいに対し、正しく理解・認識を深めるとともに、障がいの有無にかかわらずお互いの人権を尊重します。
- ・ 事業者は、障がいのある人の雇用を進めることにより、就労機会の確保に努めます。

(5) 高齢者

高齢者に関する人権課題として、年齢を理由とする就職等の機会が不公平であること、施設・設備や道路・交通機関、情報等を利用する際、加齢に伴う心身機能低下への配慮が不十分であること、高齢者への偏見、暴力や暴言、財産の搾取など的高齢者虐待や詐欺行為、施設等での身体拘束、賃貸住宅への入居拒否などがあげられます。これらのことは、高齢者が尊厳を持って地域で生活を送ることを妨げる原因となっています。

2015(平成27)年国勢調査によると、本市の高齢化率は、31.7%で、全国の26.6%を大きく上回る超高齢社会を迎えています。高齢化の進行により、介護だけでなく、保健・医療・福祉サービスに対するニーズが高まるのに対して、人材や財源はますます不足し、2025(平成37)年には、団塊の世代が75歳以上となるため、現役世代2人で高齢者1人を支える必要があるという推計が出ています。

このような中で、元気な高齢者には、地域において支えられる側ではなく支える側として活躍してもらえよう期待されているところであり、高齢者の就労や学習・文化活動、ボランティア活動などを通じて生きがいを高め、自己実現と社会参加を図ることができるようにするとともに、支援や介護が必要な状態になった方や、ひとり暮らしや夫婦のみ等の高齢者世帯の方が、住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを推進し、関係機関が連携しながら相談支援できる体制の充実を図ります。

今後とも、高齢者が地域で自立した生活を送ることができ、あわせて保健・医療・福祉・住まいなどに関するサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステム[※]の実現に向けた取組を進めます。

また、高齢者のための総合相談支援・権利擁護事業では、認知症の正しい理解や高齢者虐待の防止など、高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発を進め、気軽に相談できる総合相談支援体制の充実に努めます。また、地域の社会資源のネットワークによる高齢者虐待の早期発見、成年後見制度の利用支援を推進し、高齢者の権利擁護の充実を図ります。特に高齢者虐待については、高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）に定められた市の責務（高齢者虐待の防止、高齢者の保護のための措置、養護者に対する支援など）を果たすため、迅速な対応に努めます。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 高齢社会への意識変革	① 意識啓発の推進	高齢者一人ひとりの人格、主体性を尊重し、年齢による就労制限等社会参加が阻まれることのないように、家庭や地域、企業等に対する意識啓発を進めます。市民に対して、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めることができるように、また、高齢社会に生きる人間としての自覚を高めることができるように、意識啓発を進めます。今後増加が予想される認知症高齢者に対する理解・認識を深め、地域で見守りや支援を行うことができるように、認知症サポーターの養成や、研修等による啓発事業を進めます。

<用語の意味>

※ **地域包括ケアシステム**：少子高齢化の進展に伴う介護分野の課題を解決するために、ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を担保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制のことです。中学校区を基本とする地域で、医療保険や介護保険に頼らずに、自治会やボランティアなども活用し、住み慣れた地域の中で、その地域のその人の暮らしに合った多様なサービスを包括的に提供するケアシステムのことです。

施策項目	事業	事業概要
	② 交流の促進	保育所（園）、幼稚園や学校、地域において、高齢者との交流を促進するとともに、老人クラブや子ども会、ボランティアグループ等団体相互の交流機会の拡大を促進します。
2 健康で生きがいを持って生活できる社会環境の整備	① 豊富な経験や知識、技能の活用の促進	高齢者が長年培ってきた豊富な経験や知識、技能を發揮できるように、また、積極的に社会活動を行えるように、老人クラブ活動等の支援を行うとともに、高齢者ボランティアやNPO育成、活動拠点の整備充実と活用促進を図ります。
	② 健康づくり活動の展開	高齢者が健康づくりに取組めるように、高齢者の健康への関心を高めるとともに、出前講座や健康相談など健康づくりの推進を図ります。
	③ 継続雇用の積極的な推進と多様な雇用、就労の促進	働く意欲を持つ高齢者がいきいきと生活できるように、定年制の延長や継続雇用について県や関係機関、企業と一体となって推進します。また、長年にわたって培った知識や技能を活用できるように、シルバー人材センター事業の充実やコミュニティビジネスの支援など、高齢者の多様な雇用・就労の促進を図ります。
3 支援や介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実	① 介護サービスの提供	高齢者が支援や介護を必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護サービスの充実に努めるとともに、介護保険制度の円滑な運営を図ります。 住み慣れた地域での在宅生活を支えるという観点から地域密着型サービス基盤の整備を促進します。
	② 高齢者に対する在宅サービスの充実	高齢者の地域生活・在宅生活を支援するため、軽度生活援助事業等さまざまな福祉サービス等の充実に努めるとともに、家族介護者への支援も充実します。
	③ 介護予防事業の推進	介護状態になることを防止し、自立した生活を送ることができるよう、効果的な介護予防事業の推進を図ります。
	④ 介護サービス提供基盤の整備の促進	高齢者やその家族が利用しやすく質のよい介護サービスが受けられるように、県との連携のもとに研修等の情報を発信し、人材育成や資質の向上を進めるとともに、サービス提供事業者によるサービス情報の提供や苦情対応等への取組を促進します。
4 高齢者の人権侵害の防止と救済	① 施設等における身体拘束防止の促進	介護保険施設等において利用者である高齢者が身体拘束を受けることのないように、事業者や従事者に対する人権意識の啓発を進めるとともに、県との連携のもとに、身体拘束防止に向けた幅広い取組を進めます。

施策項目	事業	事業概要
	② 高齢者虐待の早期発見 ・防止	69ページの施策項目3、事業①、②の事業概要に一部同じ
5 高齢者の権利擁護の推進	① 高齢者等の権利擁護制度の普及	74ページの施策項目6、事業①の事業概要に一部同じ
	② 権利擁護対策の充実	74ページの施策項目6、事業②の事業概要に一部同じ
6 だれもが住みよいまちづくりの推進	① 住宅・住環境の整備	高齢者に配慮した居住環境を確保するために、高齢者向けの市営住宅の整備促進を図ります。 要介護認定者が行う住宅改修費を助成し、住み慣れた地域において在宅で安全に生活できるよう支援します。
	② 利用しやすい施設・道路環境の整備	高齢者にとって利用しやすい施設づくりや交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、安全に歩行できるように交通安全施設の整備を進めます。
	③ 防犯・防災対策の推進	ひとり暮らしの高齢者が安心して暮らせるように、緊急通報体制の整備を進めるとともに、高齢者に対する悪質商法や詐欺などに関する情報の提供や被害に関する相談窓口の周知を図ります。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、高齢者の人格・主体性を尊重し、加齢に伴う心身の機能低下や高齢社会についての理解・認識を深めます。
- ・ 事業者は、働く意欲のある高齢者について、定年制の延長や継続雇用ができるよう考慮します。

<用語の意味>

※ コミュニティビジネス：住民主体の地域課題解決型の小事業をいいます。高齢者向け配食サービスからまちおこし事業まで、内容はさまざまなものがあります。

(6) 外国人

外国人に関する人権問題としては、外国人住民の増加と定住化の進展に伴い、地域で生活していくうえで、言葉の壁をはじめ、生活習慣、文化の違いや歴史認識の相違などにより、就労・教育・医療・社会保障などさまざまな場面で問題が顕在化しています。また、外国籍の住民だけではなく、外国の文化を背景に持つ日本国籍の住民も含めて問題に取り組むことが必要となっています。

わが国における在留外国人の数は年々増加し、2016(平成28年)年12月末現在で約238万人となっています。本市においても、2017(平成29)年3月末現在、外国人住民は4,540人で、総人口の4.86%を占め、県下でも高い比率です。戦前からの歴史的な経緯を背景に韓国・朝鮮国籍などの特別永住者が中心でしたが、経済のグローバル化や少子高齢化による製造業での人手不足などを背景に、就労活動に制限のない南米出身の日系人が急増してきました。定住化が進み、家族を呼び寄せたり、国際結婚などにより永住したりする外国人住民も増えています。また、アジアを中心とする国からの技能実習生も増えています。

このような中で、本市において国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係を築きながら、地域社会を形成する一員として共に生きていくという多文化共生の視点から人権問題の解決に取り組んでいます。しかし依然として外国人に対する雇用機会や労働条件の不平等、法律や制度に起因している問題、日常生活上の偏見や差別などが存在しています。

外国人住民と日本人住民の相互理解を深め、住民と行政、外国人住民と日本人住民が協働して、このような生活課題の解決をめざします。「伊賀市多文化共生センター」を軸に、地域における交流の場を通して、生活習慣や文化の違いから生じる誤解や偏見をなくし地域社会に参画しやすい環境づくりを進めるため、NPOやボランティアなどと連携して、相談事業や教育・啓発活動・交流の場の提供に努めます。また、外国人住民が安心して生活を送ることができるように、多言語化ややさしい日本語を積極的に活用して情報提供や相談体制の充実に努めます。

2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)の施行を受け、伊賀市においても、全国の先進地の取組みを参考に、多文化共生の地域づくりを推進するための条例について研究する必要があります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進	① 外国人の人権課題に関する教育・啓発の推進	在日韓国・朝鮮人や南米日系人等の外国人が、日本で暮らすようになった歴史的経緯や社会的背景等についての理解・認識を深めるため、さまざまな場や機会を活用して教育・啓発を図ります。
	② 国際理解教育の推進	学校等において多文化に対する理解を深めるとともに、多様な文化を持つ人びとと共に生きていくことの大切さを学ぶ教育の推進を図ります。
	③ 多文化共生事業の推進	国籍や民族などの異なる人々が、文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくために、NPO法人、ボランティア団体及び国際交流協会等と連携して事業を推進します。
	④ 教職員、市職員に対する研修の実施	外国人の人権問題に対する理解・認識を深めるとともに、国際感覚を身につけることができるように、教職員や市職員に対する研修の充実に努めます。
	⑤ 交流の促進	外国人住民と日本人住民が互いに支え合える地域づくりのために、各種団体や地域コミュニティにおいて交流機会の促進を図ります。
2 社会生活の支援	① 外国人の雇用・就労環境整備	事業主に対して、外国人労働者の雇用管理の改善、適正な労働条件及び安全衛生の確保を図ることを目的として国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」を周知します。また、同指針を外国人労働者へ周知し、事業所における外国人労働者の就労に関するトラブルを未然に防ぎます。
	② 外国人に対する保健・医療環境の整備	外国人が地域で健康で安心して生活できるように、保健・医療、医療保険などについて利用しやすい環境づくりを促進します。
	③ 生活情報の提供や相談窓口の充実	外国人住民が安心して生活するために生活相談窓口を設置するとともに、情報弱者にならないように多言語への翻訳や、やさしい日本語を積極的に活用して、外国人住民が利用しやすい窓口対応に努めます。
	④ だれもが住みよいまちづくりの推進	外国人の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となるように、また、地域社会での生活の利便性の向上を図るため、公共施設をはじめ道路、交通機関などの標識等の整備を推進します。
	⑤ 外国人に対する救急業務の充実	救急時における、外国人に対する問診表の活用により、救急業務の充実に努めます。

施策項目	事業	事業概要
	⑥ 住まいの確保	外国人の住宅の確保を図るため、民間賃貸住宅などの入居拒否が起きないように、意識啓発に努めるとともに、公営住宅の入居支援に努めます。
	⑦ 防犯・防災対策の推進	外国人住民が災害時にも安全に避難できるように、避難場所や避難路の周知を行うとともに、地域での防災訓練への参加を促進します。
3 権利擁護と 社会参画の 促進	① 外国人の市政への参画 促進（伊賀市多文化共 生センターの活用促 進）	外国人住民の市政参画を促進するため、伊賀市多文化共生センターを中心に、外国人や地域住民との交流を支援します。
	② 外国人の子どもと保護 者に対する支援	外国人の子どもたちに対し適切な支援が行えるよう、各保育所（園）や幼稚園、学校において、日本語教育、進路指導、子どもの保護者への支援を充実します。
	③ 外国人児童生徒のサポ ート	外国人児童生徒の日本語指導を行います。また、「進路ガイダンス」の開催など、編入してきた子どもたちへの具体的な支援を進めます。さらに、教職員対象に国際理解教育研修会を開催します。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、お互いに文化や習慣、価値観等を認め合い、対等な関係を築きます。
- ・ 市民や地域は、外国人住民も日本人住民も、地域社会の構成員として交流しながら、互いに支え合い生活します。

(7) 性的マイノリティ（性的少数者）

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない人（性同一性障害など）、性的指向（恋愛・性愛の対象がどの性別であるか）（好きの性）が同性である同性愛者、インターセックスを含めた身体上の性別が判別しづらい人（性分化疾患）など、今まで一般的、典型的と考えられてきたものと異なる性のあり方の人を性的マイノリティといいます。性的マイノリティは、性の多様性への理解が十分ではない社会の中で、誤解や偏見による差別的な言動や、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題があります。社会生活上の不利益を解消して人権を擁護する観点から、性同一性障害の診断を受け一定の条件を満たす場合については、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができることとする「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が、2004(平成16)年7月に施行されました。しかし、対象

が限定的であり、十分に問題が解決したわけではありません。

市では、2016（平成28）年4月1日に「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、同性カップルのパートナーシップ宣誓書を受け取り、受領証を交付する「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を始めとする性的マイノリティを支援する施策を実施しています。

今後も、性的マイノリティへの偏見や差別意識をなくす啓発活動を継続していくとともに、性的マイノリティが受ける差別的な扱いなどに対しては、人権相談業務を充実し、人権侵害の事実が認められる場合は、県や関係機関との連携により、人権侵害防止、人権救済に向けた、適切な対応がとれる体制構築に努めます。

具合的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 性の多様性及び性的マイノリティへの理解促進	① 性の多様性に関する教育・啓発の推進	からだの性、こころの性、好きの性などの要素が関係しあい、性のあり方は多種多様になることについての理解・認識を深めるため、さまざまな場や機会を活用して教育・啓発を図ります。
	② 性的マイノリティの人権課題に関する啓発の推進	性的マイノリティの人への誤解や偏見による差別の解消をめざし、正しい理解を広めるための啓発を進めます。
	③ 学校における性の多様性の教育・啓発の推進	子どもたちが性の多様性を理解し、互いの違いを尊重しあうことができるように教育・啓発を進めます。また、性的マイノリティ当事者である子どものサポート体制を整備します。
	④ ALLYの取組の推進	市の支援施策を周知するとともに、ALLY（性の多様性を理解し、性的マイノリティを支援する人）を表すマークを配布し、すべての人が自分らしく生きる社会実現に向けた空気を醸成します。
2 性的マイノリティへの支援	① パートナーシップ宣誓制度	「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づいた「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、同性カップルが婚姻に相当する関係であることを認め、生活上の困難を減らします。
	② 生活・就労・教育の場での困難の解消	日常に生じる困難や周囲から受ける偏見は、それぞれの性のあり方によって異なるため、調査・聞き取り等により課題となる場面を特定し、困難の解消に向け取組ます。
	③ 情報の提供と相談体制の充実	性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報の提供を行い、相談窓口を案内するとともに、相談内容により専門機関へつなぐなどの対応を行います。

施策項目	事業	事業概要
	④ 当事者交流の促進	当事者同士の情報交換や不安の解消のため、交流機会の促進に努めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、性的少数者(セクシャルマイノリティ)について、多様性を尊重した理解を促進します。
- ・ 企業・事業所は、LGBTに対してフレンドリーであるように、社員採用や雇用環境を整えます。

(8) インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害は、情報化社会の進展に伴い発生してきた問題であり、発信者の匿名性や情報の発信が極めて容易であるなどの特性を悪用し、個人などに対する誹謗・中傷をはじめ、差別を助長・扇動し、生命の危険すら感じさせる内容が、電子掲示板に書き込まれるという問題があります。また、公表されていない実名や顔写真まで掲載したり、パソコンやスマートフォンが普及して、特定の個人に対する誹謗・中傷したりする問題もあります。

このようにインターネット上において悪質な人権侵害が飛躍的に多発しており、以前は、学校裏サイトや掲示板で行われていた特定個人の誹謗・中傷が、最近はSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)[※]上で行われており、いじめなどの問題が発生しています。SNS上でのいじめは、保護者や教師などが、外部から発見することは困難であり、表面化した時点で重大な局面に至っていることが少なくありません。これらの差別事象、人権侵害への取組は緊急性を要する課題です。最近のゲーム機は、インターネットに繋がることができます。フィルタリング[※]をしていないと、さまざまなサイトが閲覧できることから、青少年に有害な暴力的な表現をはじめ、異性を紹介する「出会い系サイト」や、

<用語の意味>

※ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

※ フィルタリング：データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可するか遮断する機能を指します。迷惑メールやスパムを隔離する電子メールのフィルタリングや、有害サイトへのアクセスを制限する機能があり、ここでは後者の方を意味します。

インターネット犯罪などをひき起こす、きっかけとなっている状況もあります。

インターネットによる人権侵害を防止するためには、市民一人ひとりが、インターネットの利点と問題点を理解し、その利用にあたっては、情報を不特定多数の人が見るということを常に意識して、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう十分配慮することが必要です。そのため、本市においても、県や関係機関などと連携を図り、新しいインターネット環境の変化に迅速に対応しながら、広く教育・啓発を推進していきます。また、インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みについては、県や法務局等関係機関や団体と連携・協力して、定期的な監視を行います。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 人権意識の高揚と適切な利用の促進	① インターネット上での差別事象や人権侵害に関する教育・啓発の推進	インターネット上での差別事象や人権侵害の書き込みなどの問題に関する教育・啓発を進めるとともに、インターネットの利用にあたって、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう、適正な利用に関する啓発と教育を進めます。
2 人権課題の把握と対応	① インターネット上での差別事象や人権侵害の状況把握	県や関係機関、団体等との連携により、インターネット掲示板や携帯電話サイトにおける個人への誹謗・中傷や悪質な差別表現等の書き込みの早期発見・把握を行うとともに、その状況報告を取りまとめ、防止に役立てます。
	② 人権侵害への対応	インターネットによる差別事象や人権侵害の書き込みで発信者が特定できる場合は、県や法務局等と連携し侵害行為をやめるよう促していきます。発信者を特定できない場合は、プロバイダ等に削除を申し入れるなど取組を進めます。
	③ ネットボランティアの組織化	ネットボランティアを組織し、インターネットによる差別事象や人権侵害について、広く監視を行うとともに、ネットボランティアが情報交換をする場を設け、連携した取組を進めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民や地域は、インターネットの利点と問題点について、正しい理解・認識を持つよう努めます。
- ・ 市民や地域は、インターネットを利用するにあたり、プライベートな情報や人を傷つける情報を流さないよう配慮します。

<用語の意味>

※ **プロバイダ**：インターネットへ接続するサービスを提供する会社のことです。正確には「インターネット・サービス・プロバイダー」のことで、略してISPと呼ばれることもあります。

(9) さまざまな人権課題

そのほかの人権課題として、患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、難病患者等)、犯罪被害者、アイヌの人びと、沖縄の人びと、刑を終えた人・保護観察中の[※]人等、ホームレス、ハンセン病回復者、原子力発電所事故による避難者等がありますが、これらは個々に独立した施策としてみるには、現在のところ、社会状況等から判断して総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として正しく現状認識をし、必要に応じてすぐにでも対応すべき重要な課題であり、ひとつの施策として進捗管理していきます。

また、これらの人権課題以外にも、今後、社会の動向などにより、新たに人権課題として認識を深め対応していくべきものがあります。

2011(平成23)年3月に起こった東日本大震災は、地震と津波により、死者・行方不明者を合わせ、2万人を超える犠牲者を出すとともに、多くの家屋を消失するなどの甚大な被害を及ぼしました。また、これまで培われてきた地域コミュニティを崩壊させました。現在でも、住宅や職場などの生活基盤を失い、将来への不安を抱えている方もいます。加えて、二次災害(人災)ともいえる原子力発電所の事故による被曝や危険区域からの強制退去、放射能汚染による風評被害などの問題が深刻化しています。県外へ自主避難した生徒・児童が、避難先で「いじめ」にあうという、大変深刻な事例も報道されました。こうした状況の中で、東日本大震災以降も、地震や風水害を含めた自然災害や人災による「災害と人権」という新たな課題も発生しています。本市においては「震災時における人権」、「防災対策と人権」という視点で、積極的な被災地支援や風評による偏見や差別意識に対する啓発活動を今後も継続する必要があります。

ほかにも、自殺者、ニートの問題など、今後人権の視点からの確に対応していくうえでも社会の動向等を的確にとらえ、新たな人権課題についても見落とすことなく対応していくような取組を進めていく必要があります。

【患者等(患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、難病患者等)】

患者等の人権問題には、医学的処置や治療に先立ち、必要な情報の提供を受け、理解、納得、同意の上で治療を受けることの権利(インフォームド・コンセント)が尊重されないことをはじめ入院時の対応などの問題があります。また、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等に関する人権問題には、誤解や他人事とする意識などに

<用語の意味>

※ ホームレス：特定の住居をもたず、道路や公園、河川敷、地下街、駅舎などで野宿生活を送っている人たちのことをいいます。

より、患者及び感染者、あるいは家族までもが日常生活上や職場等における差別や偏見を受ける問題があるほか、マスコミの報道やインターネットなどによるプライバシーの侵害などの問題があります。

医療においては、医療提供者と患者が対等な立場に立ち、患者の自主性を尊重することが重要となっていて、相互の信頼関係を基本に成り立つものです。医療機関におけるインフォームド・コンセントが重要視され、診断や治療方針について主治医以外の医師の意見を聞くこと（セカンドオピニオン）の実施など、患者本位の医療体制づくりが進められています。

本市においても、患者の人権に関する教育・啓発の一層の充実を図り、上野総合市民病院をはじめ民間の医療機関において患者が尊重される患者本位の医療体制づくりを推進してきました。

世界保健機関(WHO)は1988(昭和63)年に世界的レベルでのHIV感染拡大防止とHIV感染者・エイズ患者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。本市においても県との連携のもとに、パンフレット等の配布や講演会等を実施し、HIV感染症・エイズについて正しい知識の普及活動を行うとともに、エイズの相談や検査につなげてきました。今後も、HIV感染症・エイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、HIV感染拡大防止及びHIV感染者・エイズ患者に対する差別や偏見の解消を図ります。

難病は、原因不明で治療法が確立されていないことから偏見も生じやすく、就職、結婚などにおいてさまざまな差別が存在しています。また、患者は長期あるいは生涯にわたって治療を受ける必要があり、患者にかかる経済的負担や患者を介護する家族の精神的・肉体的負担が大きいなど、難病患者を取り巻く深刻な問題が存在しています。障害者総合支援法の成立を受け、治療法が確立していない疾病その他の特殊の疾病、今まで「制度の谷間」と言われてきた、いわゆる難病の方々が、障害福祉サービスの対象となり、これまで補助金事業として一部の市町村での実施であった障害福祉サービスが、全市町村において提供が可能となりました。今後、難病患者に対する差別の解消に向けた啓発を行うとともに、国・県との連携のもとに患者と家族の療養生活支援、地域社会における共生の実現に向けて更なるサービスの充実に努めます。また、医療機関等との連携により、患者が学校や職場で孤立することなく生活が送れるよう、まわりの理解や当事者への支援が進むよう、環境づくりに努めます。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者等に関する人権問題には、犯罪行為による直接的被害のみならず、そのことによる精神的・経済的被害等さまざまな被害や、本人だけでなく家族に対するマスコミの報道や地域社会の風評などによる精神的負担といった問題があります。

犯罪被害者は、事件により長期間の休職や失職、医療費などの負担を強いられるほか、マスコミの報道や地域社会の風評など二次的被害にあうなど、心的外傷後ストレス障害[※](PTSD)に苦しむことも少なくありません。理不尽な犯罪により深く傷つけられた被害者や家族等を社会的孤立から救うためには、被害者や家族等に接する人、さらには社会全体が被害者や家族等の気持ちをよく理解し、適切な支援を行うことが必要です。また、犯罪被害者等に対する集団的な過熱取材等によるプライバシーの侵害など社会からの二次的被害を防止するため、被害者が地域で安心して暮らしていけるような社会をつくっていくことも必要です。

本市においても、引き続き、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発活動を推進するとともに、被害者等に対する相談窓口の充実などをはじめとして、国、県など関係機関との連携を図り、犯罪被害者等の権利や利益の保護のための施策の総合的な推進に努めます。

【アイヌの人びと】

アイヌの人びとの人権については、1993(平成5)年の「世界先住民族国際年」を契機に、わが国においても1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を施行しました。この法律は、アイヌの伝統及び文化についての正しい知識を普及・啓発し、アイヌの人びとの民族としての誇りが尊重される社会づくりを目的としています。本市においても、アイヌの人びとがおかれてきた歴史的な経緯や差別の実態を踏まえた啓発活動や人権学習をさらに進めていきます。

【沖縄の人びと】

沖縄の人びとがおかれてきた歴史的な経緯、独自の豊かな文化や伝統への理解を深めるための教育・啓発や沖縄戦、強制疎開による餓死者や病死者など第二次世界大戦の悲惨な歴史と戦後の基地問題などをすべての人の問題としてとらえ、平和への取組ができるように教育・啓発を進めます。

【刑を終えた人・保護観察中の人等】

刑を終えた人・保護観察中の人（仮出獄中の人、少年院の仮退院中の人など）や、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあり、就職や居住に関する差別問題をはじめ、社会復帰の機会からの排除など、立ち直りをめざす人たちや家族にとって、非常に

<用語の意味>

※ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）：地震や火災などの自然災害または戦争や事故、拷問、虐待、婦女暴行、その他犯罪の犠牲などの体験により、心に加えられた衝撃的な傷が元となり、後にさまざまなストレス障がいを引き起こす疾患のことをいいます。日本では阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件等で広く病名が知られるようになりました。PTSDはpost traumatic stress disorderの略。

厳しい状況があります。刑を終えた人・保護観察中の人が、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力を得て更生し、地域社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、刑を終えた人・保護観察中の人等に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動を行うとともに、県や関係機関、団体等と連携し、偏見等により疎外されない社会復帰に適した環境整備に努めます。

【ホームレス】

2002(平成14)年8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が制定されました。この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないことや、地域社会でのあつれきが生じつつある現状を踏まえ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援などに関し、国などの果たすべき責務を明らかにするとともに、施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的としています。この法律により、国は2003(平成15)年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を策定しました。今後、本市においても、ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすとともに、ホームレスに対する人権相談をはじめ各種相談や自立支援等に努め、人権侵害に対しては、県や関係機関、関係団体との連携による適切な対応を図ります。

【ハンセン病回復者】

ハンセン病は、らい菌による感染力のきわめて弱い感染症であり、感染しても発病する人は、さらに少なくなります。また、現在では治療方法が確立されていますが、過去に発病によってハンセン病療養所に強制的に終生隔離されるなど、非人道的な隔離政策がとられ、1996(平成 8)年に廃止されるまでの間、社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

現在、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況にあります。ハンセン病入所者等が起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、2001(平成 13)年に原告の主張をほぼ認めた判決に国は控訴せず、同年「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律」(ハンセン病補償法)が施行され、国が金銭保障とともに名誉回復等を図ることとされましたが、療養所の入所者が、ホテルの宿泊を拒否された事実にもられるように、病気に対する根強い誤解や無理解が、入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

2008(平成 20)年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が制定され、ハンセン病患者が、国の隔離政策によって、経済的被害や人

権上の制限・差別を受けたことを認め、国に対して入所者への医療体制の整備、社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務付けるとともに、療養所を自治体が利用できる規定も盛り込まれました。

伊賀市においても、入所者が社会への復帰・交流のできる環境を整え、二度と同じ過ちを繰り返さないようにする取組が必要です。

【原子力発電所事故による避難者】

2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災と、この震災に伴って福島第一原子力発電所事故が発生し、たくさんの人に未曾有の被害をもたらしました。とりわけ、原子力発電所から漏れ出した放射性物質の危険に苦悩し県外へ避難した人に対する、避難先での偏見や差別が問題になっています。

社会の偏見・風評被害や過剰な反応が、子どもにも影響を与えており、転校先でいじめをうけるなどの問題が現れています。被災地を含めた、福島避難者などの実態や放射線や放射性物質等について、正しい認識に基づく行動ができるような学習の機会が、必要になります。

具体的な取組

施策項目	事業	事業概要
1 患者本位の 医療体制づ くり	① 患者の立場が尊重される医療体制づくりの推進	患者の立場が尊重される医療体制づくりを進めるため、上野総合市民病院において、「患者の権利宣言」を院内に掲示し、患者自身や市民が、患者の権利について理解を深めるよう啓発します。
	② 人権の視点に立った業務や接遇の推進	上野総合市民病院において、人権の視点に立って業務を進めるため、研修の充実に努めるとともに、院内に設置のご意見箱「患者の声」をもとに安全衛生・人権委員会が中心となって、医療の質向上に向けて取組みます。 医療機関における医師、看護師等従事者が患者の人権をはじめ障がいのある人、高齢者等さまざまな人権課題について理解・認識を深められるよう、医師会等関係団体などに研修の充実に働きかけます。

<用語の意味>

※ **患者の権利宣言**：伊賀市立上野総合市民病院では、①個人として常にその人格を尊重される権利がある、②良質な医療を平等に受ける権利がある、③自分の受ける治療や検査の効果や危険性、他の治療法の有無等について、わかりやすい説明を理解できるまで受ける権利がある、④自分の治療計画を立てる過程に参加し、自分の意志を表明し、自ら決定する権利がある、⑤自分の受けている医療について知る権利がある、⑥自分の情報を承諾なくして第三者に開示されない権利がある、の6つの権利を掲げ、患者の医療に対する主体的な参加の支援を図っています。

施策項目	事業	事業概要
2 感染症の予防や病気に対する正しい知識の普及	① HIV感染症・エイズに対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	世界エイズデーやHIV検査普及週間をはじめ年間を通して、県や関係機関、団体等との連携により、HIV感染症やエイズについての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	② その他の感染症に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、その他の感染症についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	③ 感染症発生時の患者の人権への配慮	感染症の発生時には、患者の人権に配慮しつつ、県や関係機関、団体等との連携により迅速かつ適切な対応を行い、まん延の防止を図ります。
	④ ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
	⑤ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進	県や関係機関、団体等との連携により、パンフレットの配布や講習会などを通して、難病についての正しい知識の普及・啓発活動を進めます。
3 医療・生活支援体制の充実	① 医療相談体制の充実	患者の医療に関するさまざまな悩みや不安に対応するため、医師・薬剤師・ケアマネジャー・訪問看護師・介護保険事業者等の専門職間の情報共有、連携を強化し、医療相談体制の充実を図ります。
	② エイズ相談・HIV検査についての周知	感染の心配のある人には、無料・匿名での相談や検査を保健所で実施することについて周知を図ります。
	③ 難病患者への医療・生活支援	障害者総合支援法に基づき、県や関係機関等との連携により、病気に関するさまざまな問題や悩みに対する相談支援や情報提供を行うとともに、居宅や住み慣れた地域での療養生活の支援・福祉サービスの充実に努めます。
4 犯罪被害者等の人権擁護	① 啓発活動の推進	「犯罪被害者等基本法」の周知を図るとともに、犯罪被害者やその家族等の人権課題について、市民が理解・認識を深められるよう、啓発を進めます。
	② 相談の充実	犯罪被害者やその家族等の人権侵害について、精神的なダメージを克服し、正常な社会生活が営めるように、県や関係機関、「社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター」をはじめとする民間団体との連携を強化し、相談体制、権利や利益の保護のための総合的な取組の充実に努めます。

施策項目	事業	事業概要
5 支援	① DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等の保護	DV被害者の一時保護や自立支援における県や民間シェルター等との連携、支援体制の構築に努めます。また、DV被害者以外の被害者についても、住まいの確保等支援策を検討します。
6 さまざまな人権課題の把握	① さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進	さまざまな人権課題の状況や人権侵害の発生状況、人権相談など、人権課題の現状と課題認識のための取組を行います。
	② 国や県、社会の動向の把握	さまざまな人権課題に関する国や県、社会の動向を把握するとともに、必要に応じて各種統計データを活用し、現状への理解や課題認識を深めます。
7 人権に関する教育・啓発の推進	① さまざまな人権に関する啓発の推進	さまざまな人権課題に関する啓発を進めます。
	② さまざまな人権に関する教育の推進	学校、地域、職場などでの人権教育において、さまざまな人権課題についての理解・認識を深められるような取組を進めます。
8 人権侵害への対応と自立支援	① 相談対応の充実	人権侵害を受けた人が適切に保護・救済されるように、県や関係機関、団体等と連携し相談体制の充実を図ります。
	② 保護や支援の充実	一時的な保護を要するホームレスなどに心身の健康の回復、福祉施設への入所、就労による自立支援など、県や関係機関、団体等と連携し総合的な自立支援の取組に努めます。

市民・地域・事業者等の役割

- ・ 市民は、医療従事者との信頼関係に基づき、納得して医療サービスの提供を受けます。
- ・ 市民や地域は、感染症や難病等の病気に対して正しい理解・認識を持ち、病気に対する偏見をなくします。
- ・ 市民や地域は、犯罪行為により、精神的・経済的等さまざまな被害を受けた被害者やその家族の気持ちを理解します。
- ・ 市民や地域は、犯罪被害者やその家族が、風評などの二次的被害により社会的に孤立することのない、安心して生活していける地域社会をつくります。
- ・ 市民や地域は、社会の中のさまざまな人権課題について、あらゆる機会を通じて学習します。
- ・ 市民や地域は、さまざまな人権課題に対する社会の動向に関心を持ち、正しい理解・認識を深め、行動します。

計画推進にあたっての数値目標

第3次計画策定時

指標項目	現況（H29）	目標（H34）
人権問題地区別懇談会開催地区数	106地区	130地区
人権問題地区別懇談会参加者数	5,222人	5,500人
市民対象の人権大学講座（連続講座）延べ受講者数	1,379人	1,400人
差別をなくす強調月間に係る講演会等参加者数	1,596人	2,000人
伊賀市人権学習企業等連絡会加盟事業所数	88社	100社
伊賀市人権同和教育研究協議会（伊賀市同研）加入者数	1,593人	1,700人